

第四百十二回
会

参議院文教・科学委員会會議録第二十六号

平成十年六月四日(木曜日)
午後一時三十一分開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

長谷川道郎君
菅野 茂君

補欠選任

松浦 孝治君
前川 忠夫君

五月二十九日

辞任

松浦 孝治君
前川 忠夫君

補欠選任

長谷川道郎君
菅野 茂君

六月四日

辞任

田沢 智治君
上山 和人君

補欠選任

山本 一太君
瀬谷 英行君

出席者は左のとおり。

委員長

大島 慶久君

理事

小野 清子君
北岡 秀二君
馳 浩君
小林 元君
松 あきら君

委員

井上 裕君
釜本 邦茂君
世耕 政隆君
野沢 太三君
長谷川道郎君
山本 一太君
江本 孟紀君
菅野 茂君
但馬 久美君

国務大臣

文部大臣

町村 信孝君

政府委員

文部大臣官房長

小野 元之君

文部大臣官房総務審議官

高 為重君

文部省生涯学習局長

富岡 賢治君

文部省初等中等教育局長

辻村 哲夫君

文部省教育助成局長

御手洗 康君

文部省高等教育局長

佐々木正峰君

文部省体育局長

工藤 智規君

事務局側

常任委員会専門員

巻端 俊兒君

本日の会議に付した案件

○学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大島慶久君) ただいまから文教・科学委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、上山和人君が委員を辞任され、その補欠として瀬谷英行君が選任されました。

○委員長(大島慶久君) 学校教育法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○北岡秀二君 久しぶりに質問させていただきます。

直接この法案に関連のある質問ではないのですが、つい先日、科学技術庁の方から白書が出されまして、その白書の概要でちよつと気になる数字が出ておつたものですから、その点からちよつとお伺い申し上げたいと思つております。

これはもう既に御承知だろうと思つていますが、国立教育研究所が子供たちにアンケート調査をとられていらつしやる。このアンケート調査の内容によりまして、科学技術庁の白書で特にこの部分だけを取り上げておるんですが、「科学のために世界がだんだん破壊される」というこのイエス、ノーの答えで、小学校五年生に対してのアンケート調査の結果が、六四%の小学校五年生の子供たちが科学のために世界がだんだん破壊されるという結果を出された。

私は、科学技術庁のこの白書の表に出されておる数字を拝見させていただいたときに大変心配をいたしました。ある一面確かにそのとおりだろうとは思つていますが、私どもの国というのは科学技術立国で、科学技術者の人材養成をしなければならぬという観点から申し上げますと、科学技術に対する認識が、子供の時代から科学技術によって世の中が悪くなつていきますよというような認識をとられるところに、将来の我が国の人材養成という観点から非常に心配をしておるわけでございます。

実際にこの研究所がとられましたアンケート調査の内容を精査いたしますと、児童生徒の意見で「科学に対する価値観」という領域に関しては、生活が科学技術によって豊かになっている、あるいは日常生活の問題解決に役立っている等々の部分はかなり肯定的な数字が出ておるわけですが、「科学技術の功罪」という部分で、科学

のために世界がだんだん破壊される、さらには、科学の発明は世の中を余りにも複雑にし過ぎた、そしてまた、科学的発見はよいことより害をもたらし、その害が多い、さらには、世の中の困つた問題の多くは科学技術が原因となつていくという、この功罪の部分のアンケート調査では小学校五年生の御意見が軒並みそういう罪の部分肯定する部分が多い。

これは私は非常に心配な数字と思つておるんですが、文部省はこの数字のあたりをどういふふうに解釈されていらつしやるのか、まずお聞き申し上げたいと思つております。

○国務大臣(町村信孝君) 私も、委員御指摘のとおり、この科学技術白書の結果を見ていささか考えさせられたといふまいし、ある意味では確かに心配になつたわけでありまして。

委員御指摘のとおり、科学に対する価値観という意味ではかなりプラスの、「生活が豊かになる」といふのを肯定する児童が五七%とか、「日常生活上の問題解決に役立つ」七三%、「国の発展に重要」六九%、非常にそういう面で見えているわけです。

他方、功罪ということになると、やはりこれは昨今の環境問題でありますとか、あるいは原発、水爆の実験の問題等々、そうした罪の部分の方がむしろより大きく世の中に報道されるといったようなことなども影響するんだらうと思つていますが、今の子供たちのそういう意味の情報量とか知識量というのは私どもの小さいころとは比べ物にならないほど大きくなつています。そういう意味でいささかマイナス面の評価も大きくなつてくるのかなと、こういう気がするわけでありまして。

ただ、もう一つ、ちよつと救われるかなと思つては、その欄の下に高校を出た後六年たった方々の調査結果も出ております。例えば、「科学

のために世界がだんだん破壊される」というのが、小学校五年生が六四％、高卒後六年の方は四〇％とか、「科学的発見はよいことより害を多くもたらす」、小学校五年生が四三％で高卒後六年が一五％というように、やっぱり世の中に出てみると少しくそうした功罪というものの冷静な評価ができるようになってくるという意味では、ある意味では樂觀できるところもあるのかもしれない。

しかし、いずれにしても学校教育の段階で、こうした科学技術によります社会発展への貢献とか、あるいは子供たち自身が未知の世界を知ることの喜びでありますとかあるいは発見する喜び、こうしたものを体験などを通じて科学技術の重要性、大切さ、しかし同時に私は、そのマイナスの面、影の部分もやっぱりあるということを認識しながらプラスの面をいかに伸ばしていくのかというバランスよい受けとめられ方ができるように学校教育の中でもしっかりと教えることができるように心に心がけていきたいし、これから新しい学習指導要領等もつくるわけでございますから、今後そうした面に十分留意をしながら、よりプラスの面をしっかりと認識できるように努めてまいりたいと考えております。

○北岡秀二君 方向はそういう形でよろしいかと思うんですが、ここ何年か前から、何年か前というか、何十年か前から子供たちの理系離れという現象もかなり顕著にあるのではなからうかと思うのですが、そのあたりの理系離れの実態というのは文部省ではどのように把握をされていらつしやるのか、具体的におわかりであればお教えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(辻村信孝君) 理系離れにつきましては、小中高だけでなく大学への進学動向等も含めましてさまざまに言われております。まず、大学の理工学部への進学志願者の割合の低下でありまして、あるいはもう少し上の段階での若者たちが科学等に対して興味を示さないということ、これは量的になかなか示しにくい点もあるわけでは

ございますけれども、そういう指摘がございます。私も、小中高の段階におきまして、この点については心配をしつつ検討をいたしております。言えますことは、今回の学習指導要領の改訂作業の基礎となります達成度調査という、今の指導要領をどのくらい子供たちが達成しているかという形の調査をいたしております。全国の子供たち、小・中・高等学校の各学年一万六千名ずつ選

びまして、小学校は五、六年生、中学校は各学年でございまして、子供たちの成績はおおむね良好という結果になっております。それから、国際数学・理科調査というものがございまして、各国との国際比較も行うような機会があるわけでもございますけれども、その場合でも、いわゆる学力の点におきましては中学生、小学生ともに大変高い順位を示しているわけでござい

ます。ただ、そうした中で、今先生御指摘の点を踏まえて分析いたしますと、国際比較の点におきましては、では高い結果を示しておる子供たちに対しては、将来科学を使う仕事をしたいと積極的におうかという問いを生徒に発しますと、日本の子供たちは下位でございまして、そういうものに対してイエスと答える子供たちが大変少ない。それから、端的に理科を好きと答える子供の割合、これも、下位ということではございませぬけれども、国際の平均値よりも低いというような状況になって

てございます。したがって、子供たちは、勉強と申しましようか、学力の点では高い成績を示しつつ、しかし、ではそれを使って将来生きていくか、それを積極的に評価していくかということになりますと大変低いという状況が統計的にも出ておるわけでございます。

そういう点をもちまして私どもは、科学に強いというだけでなく、科学に対して知的好奇心とか、科学が好きで子供たちというものをどのよう

に育てていくのか、このことが大事なことであろうと。これを裏返せば、理科離れでありあるいは科学技術離れと言われることに對する取り組みということになるのではないかと、こんなふうに分析をいたしております。

○北岡秀二君 私は、前段に申し上げましたとおり、今の日本の国というのを考えてみましたときに、資源も土地もない、人間という側面である程度世界に伍した一つの経済大国をつくっておるという状況から申し上げますと、これはもう申し上げるまでもないことなんです、科学技術に頼る部分というのはかなりある。これは将来的にもそうなんです、そういう観点から申し上げると、日本の国にとって将来科学技術に従事する優秀な人材を育成していくというのは本当に国策の中の一、二の大きな柱の一つだろうと思ひます。

そういう観点から申し上げますと、そういう部分での人材を育成していくという一つの必要性のみならず、今の教育改革という流れから申し上げますと、子供たちに夢がない、そういう部分で心の教育をどんどんしていかねばならないという、この場面だけをとりましても、科学技術に対して夢を持っていたら、将来こういう大人になていただくこと自体、今荒れている学校教育の改革の助けの一つにもなるんでないのかというふう

に感じておる次第でございまして。つきましても科学技術庁のある幹部の方と話をしておりました、今の科学技術の現場での若い技術者の状況というのを伺いました。最近、皆さん方御承知のとおり、例えば技術系でいくと就職に有利とか、あるいは経済的にある程度保障されるという観点で、ともすると受け身の立場で理科系に入つていらつしやる方が結構いらつして、これは理科系だけじゃなく、我が国の若い方々全般にそういう傾向が強いわけでござい

ます。特に今の日本の状況を考えてみますと、最近では欧米諸国に比べて科学技術の水準がともするとおくれがちになっておる、とそんなことから将来の先端産業を中心としたグローバルスタンダー

ドをつくっていくかなければならない状況の中で、日本の技術力というのは外国におくれをとつておりますよという話もよく聞きます。そういう状況から申し上げますと、これはただ一つのアンケートを見て私は申し上げるつもりはないんですが、今の日本の特に小学校の子供を取り巻く理科系、科学技術に対する夢を持っていたら、とどのくらいそういう部分の人材をつくるという側面をとらえていったときに、非常に大きな欠陥を持つておるような感じがするんです。

確かに今の世の中、環境ホルモンとかあるいは原子力問題とか、あるいは産業廃棄物とか、あるいはトータルな環境問題全般、科学にまつおる世の中の影の部分というのが取りざたをされておるものですか、親やあるいはマスコミや、ひょっとしたら学校の現場でもそういうマイナス情報を子供たちに提供しているばかりに、本来であれば、素直な形で科学技術というのをとらえるのであれば夢を持っていたかなければならない領域に、ともするとマイナスの要因が入っているんじゃないか。これはもう単純に考えてみて

もそうなんです、当然光と影がある。その影の部分も解決するの、科学技術、今取りざたされております環境ホルモンにしてもダイオキシンの問題にしても、それを解決するのまた科学技術であることもほかならない。そういうふうに認識をするわけでございまして。そういう観点から申し上げますと、文部省としても今までも取り組んでいらつしやっておるだろうとは思ひわけでございますが、ともすると世の中がそういうネガティブキャンペーンに対応するような社会構造になりつつありますので、ぜひともそのあたりを心して、将来の人材づくりという観点から、夢を持っていたかという理科系の人材育成に教育の現場でぜひとも力をいたしたい。大臣、所見がありましたらお述べをいただきたい、次の質問に移りたいと思ひます。

○国務大臣(町村信孝君) 北岡委員御指摘のとおり

り、確かに光と影と両方あると思うんです。ですから、昨今の環境問題を勉強する、それへの適切な対応を考えるということもまさに御指摘のとおり、影の部分をしつかりコントロールしながら、いかに光の部分の伸ばしていくか。影の部分がなにかと云う必要は私はないと思うんです。それはそれとしてしつかり対応を考えながら、あとにかくに夢を持ちながら光の部分の伸ばしていくかということだろうと思います。

私のふるさと北海道から宇宙飛行士の毛利さんが日本で初めて飛ばれました。そして、毛利さんが宇宙から子供たちに呼びかけたあのすばらしいメッセージでありますとか、あるいは、私地元で毛利さんがしゃべっているその会場の子供たちの顔が映ったのを見たことがございますが、本当に目が輝いて、もう食い入るような目で毛利さんの話を聞いていた子供たちの顔が非常に印象的でした。

ですから、私はそういう意味で、子供たちはそういう部分で非常に大きな夢と希望、期待というものを持っているという、潜在的にはそういうものがあるんだということを強く感じますので、子供たちが自然に持っているそうしたものをいかに伸ばしていくのかということを心がけていきたい。

理科教育振興法という特別な法律も既にあるわけでありまして、それに基づいて、十分かどうかはわかりませんが、学校への理科の器材のきちんとした整備でありますとかいろいろな対策も打ってきております。そうしたことを含めて、子供たちが科学技術に夢や希望を持てるようにしつかりと教育の現場でも努力をしてまいりたいと考えております。

○北岡秀二君　ぜひともよろしくお願い申し上げます。

これは私は目に見えない部分で非常に大きな問題だろうと思っておりますので、マイナス思考の方向に入らずに、特に今の日本の状況を考えてみますときに、プラス思考の領域で子供たちに接触をして

いただくという部分でぜひとも今後のなお一層の努力をされた対応をお願い申し上げたいと思う次第でございます。

時間の関係で、直接法案の方に入らせていただきます。このたびの中高一貫教育、学校教育法の改正ということ、今まで何日間か議論をされました。文部省のいろいろな御意見というのは私も拝聴させていただきました。基本的には賛成なんですけれども、私は、中高一貫教育を現場に普及させていくという過程の中でちょっと一部心配な点がございます。

そういうことでお伺いしたいわけがございますが、今度の法律では、中高一貫教育を実質普及させていく過程の中で、一貫型あるいは併設型、連携型という三つのスタイルで実際にやっていただくというような形の内容になっておられるかと思うんです。この三つのスタイルに区分けをして、こういう形で奨励をしていくこととする文部省のねらい、どういうところにねらいがあるか、まずお伺いしたいと思います。

○政府委員(辻村哲夫君)　先生御指摘のとおり、中高一貫教育の形として三つ考えがございます。そのうちの二つ、中等教育学校というものと併設型の中高一貫校を法律でお願いをしているものでございます。もう一つは連携型と称しておりますが、これは現在の中学校と高等学校というものを前提にして、実態として中高間のカリキュラムでそこそこの他をつなぐ形で中高一貫教育を実現していくこと、こういう形のものでございます。

ポイントだけ申し上げますと、中等教育学校というのとは全く違う型と申し上げますが、六年間原則同じ生徒が生活をともにして卒業していくという形を想定してございます。したがって、組織としては大変な組織になってございます。六年間原則生徒は同じ、教師も同じというものでございます。

ただ、この中高一貫につきましても、問題点としていわゆる中だるみですか、あるいはこの長い学生生活になじめない子供が出るのではないかと

というような指摘がございます。そこで、中学校と高等学校と組織は一応別々にしておきますけれども、同一設置者が設置して中と高の間は選抜なしにつなぐという形で、高等学校の段階ですごくう型ではない、別のところからの中学卒業生を高校に入れたるような少し柔軟な形を想定してございます。これは現在の併設型というものでございます。これは現在ある高等学校を前提にして、それに同一設置者が中学校を併設するという形で設置できるといいう形、かなり現実的な創設が可能なのではないかという意味も込めてございます。

それから、もう一つの連携型はまさに今の中学校、高等学校を前提にしておりますので、これは各地域地域の状況によって柔軟に実現できるわけでございます。

そうした三つの型それぞれに特色がございますので、各都道府県等の設置者においてどんな形でこれを活用していくのか、そうした幅を三つほど設けて選択をして中高一貫教育を広く実施していきたい、こういう気持ちであるわけでございます。

○北岡秀二君　先ほど申し上げましたとおり、この法律がいざ実施段階になって、当然今の段階では積極的に取り組んでいきたいという地域はかなりの多いんだろうと思っておりますが、いざ実際に取り組む段階になって考えてみますときに、これは文部省の見解はどういうふうなのか私にはわかりませんが、かなり地域間格差が出てくるんじゃないかな。やりたいんだけれども、やれる現実がないと。

また、これはもう少しはつきり申し上げますと、都市部で取り組むに当たっては、都市部は都市部なりに悩みはあるだろうとは思いますが、高校数も多いし中学数も多い、それだけ選べるメニユーがたくさんありますから、逆にメニユーがたくさんあり過ぎてそのあたり最終決断するのが難しいかもわかりません。逆に、私どもが都部の過疎地域に住んでおられますが、その都部の過疎地域でも、その学区内に中学校が複数で高校が一つ

しかないというところはいえやで思い切つてできるかわかりませんが、その他の中途半端な地方は、非常にこれは私現実問題として、取り組んでいくに当たって取り組みづらいんじゃないかなというように懸念を抱いております。ですから、これはあくまで文部省の当初の方針自体が、とにかく選択肢をふやすんですよ、これは強制的に全国に普及させようというものであろうし、やりたいところだけがやってくださいというふうなことで、基本的には全国津々浦々この学区でも一つというふうなことも別に想定はしていないだろうとは思っています。

ただ、これがある程度成功をおさめてかなり全国的に、少なくとも学区内に一校は選択できますよというふうな形で普及された状況を想像してみたいときに、中途半端な地方、これは非常にそのあたりの地域の中高一貫教育に対する現実的な取り組みというのはいくらもよくあるであろうし、現実問題としてそういう学校制度を新しくつくろうにもつくりたい状況というのが出てくるんじゃないかなというふうな直感するわけなんです。そのあたりは文部省としてどういうふうにお考えで、そしてまたなおかつ、やりたいんだけれどもできない地域がでてくるとすればどういうふうに対応していくつもりなのか、ちよっとお考えをお伺いさせていただきたいと思っております。

○政府委員(辻村哲夫君)　私どもも、具体的に量的にそれぞれの地域に何校という形で示すということは差し控えるべきであるし、それは各地域地域の御判断であらうと思っております。

ただ今回の措置が、実質的に三三で歩もうとする子にはその道を、しかし、それをつなげた形の中高一貫という形がニーズに合う子供たちにはそういう機会が与えられるようにということでございます。実質的な機会が与えられるだけの整備は望まれるところであらうというふうに思っております。そのときに三つの型をいろいろな形で工夫してやっていただくというわけでございます。

一つの具体的な例でございすけれども、岡山市で来年度からやろうとして考えておられますのは、市立の商業高校と工業高校を統合して総合型の学科をつくる。四つの系列でそれは構成するわけでございすけれども、そういうふうな高等学校をつくる。そのときあわせて併設型の中学校を設ける。その第二の形で中高一貫校をやろうとしておられる例がございす。これはこれで岡山市の実情を踏まえた形での中高一貫校の実情だと思ひます。

それ以外にさまざまな形で中高一貫の試みがございす。ですから、一概にどうという事はないわけでございすけれども、例えば人口が非常に小さいところでありますと、実質的に現在の中学校と高等学校のままでありましても、いわゆる連携型という形で中高一貫校ができるということであればそれはそれでいいかと思ひます。しかし、さらに進んだ形ということであれば、三年だけではない、六年間生徒がともに生活をするということにメリットを見出すということであれば、高等学校を中心して中等教育学校をつくる、あわせて中学校は併置してあるという形のものも考えられると思ひます。

ただ現実問題として、都市部の中で高等学校もたくさんある、中学校もたくさんあるという場合にどんな形でその中等教育学校をつくるのか、併設型をつくるのか、あるいは連携型をしていくのかというの、個別にはなかなか決断が難しいケースはあろうかと思ひます。それは各都道府県等におきまします研究、検討会議の場でじっくりと御検討いただいて進めていただく、こんなふうな考えておりまして、それぞれのニーズを踏まえた形での取り組みが進められていかればいいのではないかと、こういうふうな思ひておられます。

○北岡秀二君 私、地域間格差がひよつとしたら、いざ実際にその実施段階になれば出てくる可能性が大いにありだろと思ひます。特に田舎へ行けば行くほど当然学校数、高校数は少なくなりますし、なおかつ、これは田舎の特性でありま

すが、非常に地域エゴという地域性が強くなつてきますので、その組み合わせは難しい選択肢は少ないというところで、多分私は、ある程度普及して成功裏におさまるような形になれば、やりたくてもできない地域というのには必ずできるだろうと思ひますので、そのあたりの対応というのは、文部省、今後の一つの課題として全国的な普及、教育の機会均等、少なくともどの地域でもその選択肢の一つとして必ず機会が均等に与えられるような体系をぜひとも、また今後これから先の将来の課題としてお考えをいただきたいと思ひ次第でございす。

本日はもつと大臣に聞きたかつたんですが、時間が参りましたので、以上で終わります。

○江本孟紀君 よろしくお願ひします。

この中高一貫教育というのは、基本的には先ほどの先生と同じで私も賛成をしておりますけれども、この制度を取り入れるとしたらいろんな問題点も当然ありますし、それから取り入れるのであればこうしてほしいというのが何点かありまして、そういったことを中心にお話をさせていただきたいと思ひます。

中高一貫は、大学の入試、それから高校入試、こういった入試地獄みたいなところから子供を早く解放させてやろう、中高一貫を六年間やっていく間にゆとりやいろんなものを子供に与えようというような趣旨のようですけれども、しかし、これはそこだけ直せばいいかという問題じゃなくて、戦後の教育の一つの仕組みからいへば、やはり大学入試、それから大学のあり方、ここに本来問題があつたのではないかと。

今みたいには学歴社会の、いい大学に行かすためには小学校から中学校から高校からというふうなところ、いい学歴を得るために、また社会もそれを受け入れてくれるわけですから、そういった部分において今の子供のさまざまな問題が出てくるんではないか。だから、中学校から高校へ行く間だけ受験地獄をなくしてやれば子供に余裕が生まれるとか、教育の改革が全部できるかというところ、

それでもないんじゃないかなという気がしております。行く行くやばり大学に対する問題点、こういったものもこれを踏まえて考えていただきたいと思ひます。

そこで私は、どうせこういつたもの、どうせと言つたのはおかしいんですが、こういうものができたら以上は、やはりもつときちつとした方針といひますか、あいまいではなくて問題点をもつとはつきり出して、例えば、これは明らかに学力エリート養成学校であるというぐらひに言つてもいいんじゃないか、こう思ひます。それは、そういう学校が一つぐらひ公立にあつてもいいんじゃないかというふうな理解したいと思ひます。

例えば五ヶ瀬の中高を見ましても、卒業して入る人たちの進路、ここに堂々と有名大学を書いてありまして、私の出身は書いていませんけれども、これを見たら相当いい学校ばかりなんです。そうすると、こういうのに、卒業した人はこういうところへ、いいところへ入つていますよとはつきり言つていくわけですから、これはそれでいいと思ひます。

それを別の意味で、ゆとりとか子供の受験地獄を解消するとかというふうなことでなく、どうせなら堂々と、各県に一つぐらひは公立のエリート養成学校があるんだ、私立の中高一貫のエリート学校というものは金がかかつて高いんで、そういうところばかり行かす苦勞を、公立でこういったところもあるよというものをつくつた方がいいんじゃないかなというふうには思ひますけれども、その私の考えはどうかでしようか。その辺をお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(町村信孝君) 委員のお考えはお考えといたしまして、いわゆる受験エリート校というものの、どういふふうな定義するかということもありましようが、よく巷間言われている受験エリート校は私立の中高一貫に見受けられるわけでありますが、例えば高校二年の段階までで全部のカリキュラムを終わつて、最後の三年生のときはもうひたすら決めた大学の受験勉強だけをやるという

ような姿があつたり、あるいは入学の際に極めて難問奇問的、とても小学校六年生にはわからないような試験をやつてその点差で採る、そういう形で受験エリート校というのができ上がつてきているのかなとも思ひますが、そういうものを私は今回つくりたいとは思つておりません。むしろそういうのはつくつてはならない、こう思ひます。なぜならば、受験エリートのなれの果てといひましようか、行く末といひましようか、それは一体何なんだろうかという、いい学校を出て、いい大学を出て、それはいい会社に入るかもしれない。しかし、それは人生のエリートでも何でもありません。むしろ、江本委員のようにプロ野球でエリートになるといふ方がある意味でははるかにエリートかもしれない。だから、ただ単にある部分、どちらかというと記憶力だけが異常にすぐれているというところをもつて人間のエリートでも何でもないと私は思つております。

だからこそ、私も七つのパターンと申し上げておりますけれども、例えば、じっくりと学びたい子供たちに合ったような学校をつくつたり、あるいは国際化教育に特色を出す学校とか、あるいは環境教育をしっかりとやる学校とか、あるいは情報化問題に対応できる学校とか、あるいは体験学習を非常に重視する学校、そういうふうないろいろな特色を持った中高一貫校というものを目指すべきだろうし、したがつて、小学校六年生、受験生に対して学力試験というものは課さないというのもそういう考え方に基づいていくわけであらうと思ひます。

じゃ、世の中にいろんな意味でのエリート、それはいろんな分野でのまいたい意味のエリートというのには僕はあると思ひます。それがこの世の中必要ないかといへば、それはそうではないだろうと私は思ひます。ただ、それが日本ではえてして受験エリート、すなわち何か日本社会のエリートみたいになつちやつていくところがあるとおかじいんだらうかと、こう思つておりまして、そういう意味の受験エリート校を私はこの中

高一貫で全く考えていないことをはっきりと申し上げたいと思います。

○江本孟紀君 私はそういう言い方をしましたけれども、受験エリートというよりも人間形成も含めたエリート養成ということをちょっと言いたかったんです。それは条件が私も一応ありまして、たまたま勉強だけであればいいということじゃないんです。

スポーツの部分においてもちょっとお聞きしたいことがあったんですが、関連して言いますと、五ヶ瀬のパンフレット、これはモデルになると思いますが、何かよく読めない、私もちょっと理解しづらいんですけれども、この説明をこのパンフレットに書いてあるんですけれども、これと私は不満なんです。

それは何が不満かといいますと、ちょっと引用させていただきますけれども、お茶の水女子大の藤原正彦教授は、あるものに書いてあったんですけれども、まさしく私はこのことを言いたかったんです。多少中略をすることもありますが、日本人に昔からある「形」というものを、国語教育を通じて教えて行く必要がある。そして、「われわれの子供のころは、卑怯と言われた人間性を否定されるようなことだった。卑怯を憎む心は武士道精神の中でも一番大きなものの一つである。そういう「形」を教わっていない。「形」は理屈ではない。広い意味の国語を通して「形」をきちんと教えないと、日本の様に宗教のない国家では、座標軸がなくなりどうしようもなくなってしまう。」そして、「形」をきちんと教えられる。はじめを前に身を呈して助ける子供が教えられる。そして、「座標軸としてあった武士道精神を、家庭と学校で理屈なしでたたきこまなければならぬ。」ということをおっしゃるんですけれども、要するに、今の教育をめぐるさまざまな問題の根本的な部分というのは座標軸を持っていないということとあります。

だから、公立ですから、国がやっぱりもって、国家はこういうものである、国はこういうことであるぞというものを、昔だったら士官学校とか何かがあった、勉強も武道もできるといような学校があったんですけれども、今やそんな時代じゃありませんので、むしろこれからの日本を考えた場合に、子供のときから、国家はこういうものであるぞ、お前たちが大きくなったらこういうふうな社会に貢献するんだぞというふうな、そういう学校があったらいいんじゃないか。まさしく公立だったらそれをやるべきなんです、私に言わせれば。

だから、これは非常に生易しいんですよ。これはもう明らかに勉強だけの学校になっていくから、私は、むしろ各県に一校ぐらいは、文部大臣がいっつも行って堂々と君が代を歌えるような、日の丸を出せるような、そういう学校を堂々とつくってもいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) 日の丸・君が代は、これはもうすべての学校でしっかりとやっていただかなやならぬことは言うまでもないので、新しくできる中高一貫校だけでやってそれでいいというわけにはまいりません。

それはさておきまして、今、私は大変重要な御指摘があったと思います。一体日本の教育の座標軸はどこにあるのか。これは非常に根源的なお問いかけで、なかなか私も短い時間でうまくお答えをするだけの能力も知識もございませんけれども、例えば、委員は宗教というお話を言われた。日本に宗教というのがあるのかないのか、もちろんあるわけですが、諸外国のように、例えばイスラムのような形で国を挙げてみたいなことよりも、何かすべて学校教育の中で触れられないもの、何かすべてが宗教というわけでは、宗教の重要性は教えないと言っている。指導要領を見ると、宗教の重要性は教えないと言っている。率直に言って余りそれはなされてい

い、一部の私立の学校においてのみではないのかと思います。

例えば、どの宗教がいいですよとか悪いですよと言ふ必要はありませんけれども、世界にはキリスト教もあるしイスラム教もあるし仏教もあるし、それぞれこういうことを教えているんだ、こういうのが教養である、こういうのはそれぞれ人間生きる上にとつて大切なことだということをもっとしっかりと公立の学校の中でも指導してもいいのではないだろうか。私は思っています。

しかし、それはあくまでも勉強じゃないかと。まあ身につけてほしいんですが、では何が戦後の日本の教育の座標軸であり得るか、もつとと言うと、日本の教育の中でどういう人間に育ってもらいたいのかという点に関して私は文部大臣就任以来いろいろ考えておりますけれども、正直言ってます、答えはないんじゃないかなと私は思っています。

戦前であれば、よかれあしかれ一つの修身という姿があったし、あるいは江戸時代からのある意味ではよき遺産といえようか、武士道とか商人道とかいろいろな道といえようものがありました。そういうものは戦後ほとんど否定をされてしまった中であって、例えば昭和二十七年、八年ごろ天野文部大臣がある種のそういう望ましい人間像みたいなものを描き出して、それに基づいて人間像を中

央教育審議会が出したけれども、それも葬り去られました。いずれも上からの押しつけはだめだという形で葬り去られて今日にきております。ですから、日本の教育で一体どういふ姿が望ましい人間像なのか、教育の目標は何なのかということについて、率直に言って日本はコンセンサスがないまま今日にきているところではないのか。問題点が実は生まれてしまっているのではないのか。こう思っています。ではつくりたいじゃないかと。失敗になってしまふでしょう。

民間の有識者が幅広く集まって下から盛り上がった形で、こういう教育、こういう人間像がいいのではないのか。そんなことを僕は今まで数多くの民間有識者、マスコミの方等々を含めてお話をしているものであります。よしやってみようかという方がなかなかいっしょにいません。本当に何をやって座標軸とするか。それはあるんですよ、形式的というか、教育基本法も憲法もあります。

しかし、それはそれでいいんですけれども、ちょっと表現が不適切だったからお許しをいただきますが、どうもいま一つ建前に過ぎているような感じがして、日本人としてという部分が小さか

見えてこないのが今の憲法、教育基本法といったものの制約というが限界というか、何かそんな感じがして、ちょっと取りとめのないお話を申しわたした答弁になって申しわけありませんでした。

○江本孟紀君 その辺は非常に難しいと思いますが、せつなく国がこうして中高一貫で教育改革しようとするのであれば、そういうものをと押し進めていただいて、単なる私立の中高の受験校のような形にしてほしくないというのが一方ではあるわけです。

それで、先ほどちょっと触れましたけれども、スポーツ関係のことについてお話をさせていただきます。この中高一貫をやりますと、さまざまなスポーツ活動といいますが、こういったものもちょっと難しい面が出てくるんですね。このパンフレットを見ますと、「体育のクラブ・部」とか書いてあります。これはちょっと意味がよくわからないんです。中学と高校を一緒にグラウンドの中でやらせると、グラウンドが仮に一つしかない場合は、例えば野球なんかの場合だと中学と高校では道具も違いますし、それからボールとかバットだとか、そういったものの違いがあるわけですね。そうすると、これは一緒にできないわけですね。

そういう意味でいいますと、この学校がうたっている、幅広いスポーツをやりたい人だとか、文化的クラブというのがありますけれども、こういった幅広いものを自分が選択したいときに、私は野球だから言わなければならないけれども、私は野球ではないですね。これが本当にこの学校の本来の姿なのかどうかという点について多少疑問がありますので、そういったやりやすいスポーツしかないという点ではないかという点についていかがでしょうか。

○政府委員(工藤智規君) 野球について申し上げますと、中学校は軟式野球が中心なわけですが、全国の中学校で野球部のある学校というのが約八〇%でございます。高等学校レベルですと八六%、いずれも結構多いのでございますが、逆にやっていない学校もあるわけでございます。

この五ヶ瀬の場合は、調べてみますと、例えば野球ですとか卓球ですとか、ほかの学校では多いクラブが残念ながら置かれていない。これは、お聞きいたしますと、生徒数が少ないことによりましてなかなか部員構成が難しいとか、あるいはグラウンドの広さの問題でございますとかそれぞれ要因があるようにございますが、いずれにしても、中高一貫だからできないということよりは、別の要因でそれぞれの学校が御判断いただいていることであるわけでございます。

また、中と高で用具が違うというのは運動の場合にあるわけですが、それは既に私立の中高併設校でも同じ経験をしながらそれぞれ独自に活動していらっしゃるわけでございますし、また、小学校レベルでも低学年と高学年はかなり体力の違いもございます中で、いずれもそれぞれの学校の事情に応じて、しかも子供たちが楽しく勉強でき、楽しく学校生活を送ればいいわけでございますから、それぞれ多様な活動をやっていたことが大事なのではないかと思うわけでございます。

○江本孟紀君 この中高一貫教育の中で野球にかかわることを言っているけれども、高野連なんかも多少気にしておられますし、これはちょっと御意見を聞いてもいい面と悪い面があるような話をしておりまして、ぜひ選択の幅を広げられるようなものをつくっていただきたいと思ひます。

それからもう一つお聞きしたいんですけれども、簡単に言いますと、この学校は障害児についてはどうされるのか。一緒に学ばせるのかどうかというふうな問題も出てくると思うんですね。当然こういった障害者も含めたいろいろな人たちが一緒にこの学校に学ぶということが非常に大きなプラスになると私は思ひますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(辻村哲夫君) この点につきまして、現行の中学校、高等学校におきまして障害者を持った子供たちをどのように受け入れるかということと同じ問題だと思っております。したがって、この中高一貫校がどんなふうな形でこうした生徒たちを受け入れるかはそれぞれの設置者、学校の判断によることだと思ひます。

ただ、身体障害者等を理由にして入学決定に当たって不利益になるようなことがあってはならないというふうに考えておりますが、どうするかは設置者等の判断にゆだねられることになると思ひます。

○江本孟紀君 時間がありませんけれども、私はこの委員会に質問するのが最後になるかもしませんので、もう一つだけ最後にお聞きしたいと思ひます。

ちよつとこの問題とは離れるかもしれませんが、文部大臣の諮問機関でありますさまざまな審議会があると思うんですけれども、自民党の先生方も、大変すばらしい参議院の文教委員の方もいらっしゃる。どうも今度の参議院選挙を見ますと、さまざまな審議会の役員をされた、会長もされた有馬さんという方が自民党から選挙に出られるそう。そういう人がいろいろな役職につ

いておいて、いきなり国政の場に出てくるということとはちよつとどうかなという気もするんですね。公平で公正である立場で審議会等に参加をされておられるわけですから、そういう方の政治参加というのはちよつとどうかなと思ひます。自民党の先生方も文教委員の立派な方ばかりですから十分かと思ひますが、今さら来ていたいて、その方にてこで言っていたくような話じゃないと思ひます。

審議会のあり方といひますが、これはある程度公的な機関だと思ひますので、こういった人選も含めて、またその審議会のあるべき姿というものについて文部大臣のお考えを最後にお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(町村信孝君) 有馬前中教審会長、五月二十日付で委員をおやめになりました。そして、同日、自民党の加藤幹事長以下と会って、最終的に立候補の決意をされたということでございます。立候補の自由というのは、これは憲法が保障する基本的な人権でございますから、あなただけこれの今公職についているからだめですというわけにはまいりませんし、また私がそれを云々することもできないわけでございます。

もとより審議会の委員の決定に当たりましては、法律上もそうはいきり書いてありますけれども、例えば、「中央教育審議会は、人格が高潔で、教育、学術又は文化に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以上の委員で組織する。」、こうなっております。私もそういう観点で、審議会の特性に合った、また立派な方々を委員にお願ひをするということこそこれも心がけてまいりましたし、これからもそういうことで臨んでいきたいと考えております。

○江本孟紀君 ありがとうございました。

○小林元君 小林でございます。よろしくお願ひします。

この中高一貫教育につきましてはメリット、デメリットが論ぜられております。ただ、現実にも先行しておりまして、国立大学の附属中学校あるいは附属高校、そしてまた私立関係の一貫校、そういう二種類というんでしょうか、そういういろんな形で、詰め込み教育といひますか、受験準備校だといひますような批判もされているのは御承知のとおりでございます。

国立ですと十三校ですが、私学は高校だけで三千三百余校ありますが、一貫校になりますと六百四十五というふうなことでございます。これらについて私学の方は、あるいは国立の方もそうかもしれませんが、いわゆる日本の教育を進める上でのいろいろ実験的なことをするために附属高校あるいは附属中学というふうなものがあつたと思ひます。そういう中で、特色あるといひつつも受験校化といひますか、そういう道を歩んできてしまったのか、意図してそうだったのか、いろいろあると思ひます。そしてまた、私学の方では個性ある教育といひますか、そういう中で受験準備校化、受験準備校化という道を歩んでしまったのではないかと思ひます。

そういうことで、いわゆるデメリットといひますか、日本の教育に及ぼしている影響といひますが大変大きいわけですが、そういう中で今回の中高一貫教育というものは選択肢の幅を広げる形で出てきて、デメリットはなるべく排除してメリットを生かそうということとスタートしたいと、こういう考え方だと思ひます。これまで中高一貫教育をしてきた国立あるいは私学に対して、どのような対応をするのかしなないのか、どういふ考え方をお持ちなのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(町村信孝君) 個人的なことを申し上げて恐縮ですが、私も国立大学附属の小学校・中学校に通っていた者でございます。そもそも国立大学の附属というの、やっぱり一つは実験的な研究をやる、今委員御指摘のとおりでありまして、例えば、私は小学校のときから

英語の授業があったと記憶をしておりますし、あるいは小学校は週五日制でございました。そういう意味での実験をやっていたんだなということが今思い返せばありましたし、また教育実習、学芸大の大学生の方々が非常にたくさん年じゅう実習に来ておられて、教生の先生と僕ら言っていたが、教生の先生がいない月がないぐらい頻繁に実習の大学生が来ておりました。そういう役割はあったんだろうなと思いますし、今でもあるわけでありました。

ところが、今委員御指摘のように、ややもするとそれが大学受験のいわゆる括弧つき受験エリート校化しているという問題、確かに現実には指摘をされているわけでございますし、受験競争をおおるようなことを国立大学の附属の中学や高校がやってはいけない、私もそう思っております。

今までもそうしてはおつてはいけませんよということでは指導はしてきておりますが、率直に言つて余り効果は上がっておりません。いささか文部省の、余り指導指導というのはいいかどうかかわかりませんが、しかしどうせ言うのなら、国立大学に対してその附属の教育というものをどう考えるのかというのをもう少しはっきりとした方針を出して、いたずらに受験校として有名何とか大学附属高校ということにならないようにしっかりとした方針で臨んでいきたい、こう思っております。

それから、私立の学校の方はどうかというと、これはもう基本的には各学校の建学の精神というものに基づいておやりになるので、国立大学の附属に対して言うのと同じことは言えないと私は思いますが、さきさきながら、例えばさきさきの学校の卒業生に対して極めて難しい難問奇問といったようなものを出したりするような学校があつて、そのことがまたカリキュラムを無視した受験競争をおおっているという面もあると思つて、これはそれぞれ学校の一応協力のもとにという前提つきなんです、国立教育研究所に委託をいたしまして、入試問題の調査分析をしてその結果

を発表しております。

そういう形でソフトに、こういう問題は余り好ましくないですよというようなことはやっているわけでありまして、どれだけの効果が上がっているか率直に言つてよくわかりません。しかし、基本的にはこれは私立でございまして、余りあしなさいこうしなさいというのを言うのにはやっぱり一定の制約があるということは御理解をいただきたいと思います。

もう一度申し上げますが、国立の附属の方についてはもう少し、実験校である、あるいは実習を受け入れる学校であるという性格をよりはっきりするよう、そういう学校として位置づけていく必要があるのではないだろうか、そういう方向に沿つて大学の方にしっかりと話をしていきたいと考えております。

○小林元君 大学にしましても大学の自治ということもあるでしょうし、それから私学の方にしましてもは建学の精神といふことが、これまで自分たちの力で、いろいろ批判は受けてはいるけれどもこのような道を選んだといふことが、歩んでこられた誇りといふことが、そういう気持ちもあると思つて、いわゆる強権的な行政指導というもので改善をされるというのではなくて、やはりこれは国民世論の中で改善をすべきことだろうと思つて、大学の入試制度につきましても今回の答申でもいろいろと触れられておりますから、これまでいろいろ知識詰め込み偏重、偏差値中心といふもの、そういうものでない入試制度のあり方というものが広く求められれば全体として制度がきちんとしたものに立ち上がついていくのではないと思つて、どうぞよろしくお願いしたいと思つております。

一貫校のいわゆる七つのパターンといふか、教育内容とかいろいろなことを大分答申で触れております。例えば、先ほどもちよつと出ましたけれども、全県で一校、宮崎で二校という形で先行してありますけれども、ということになりますと、通学区の問題等がありまして、選択肢の幅を

広げたといふながら必ずしもそれは広げたということにならない。やっぱり特定の者を集めて、それがエリート校化するかどうかはわかりませんが、けれども、特殊な学校、特別な学校といふことで一般的に希望しても行けないといふようなことになつて、一校にするか、例えば通学区ごとに何校かにするかということでは大分対応が変わつてくるわけでございます。

そういう中で、六年間という非常に長い期間の一貫教育ということになりますから、その後半の後期三年、高校部分につきまして多様な進路がある、選択肢ができるというふうなことになると思います、いわゆる総合学科の高校に近いような巨大校づくりになつてしまふんではないか。いわゆる総合学科と一貫校といふのは全く別だと思つておられども、その辺の考え方についてどのようにお考えになつておられますか。

○政府委員(辻村哲夫君) 中高一貫教育の前身につきましては、小学校を卒業してこの中高一貫校に入る、その三年間の間にいろいろと考えながら後期課程に進んでいく、そのときにその学校の中に多様な選択肢があれば、それはそれでより円滑な後期課程への進級ができるであろうということ、総合学科はこの中高一貫校において考えられる一つのパターンであるといふことが中教審の答申にも言われているわけでございますけれども、私もこれは総合学科のみが中高一貫のパターンであるといふふうには思っておりません。専門学科、普通科、いずれもあり得るといふふうには思っております。

そして、どのような規模、内容の専門学科をつくるのか、あるいは普通科としてどのような規模のものにするのか、これはそれぞれの設置者において慎重な御検討をいただいて御決定いただければいいのではないかとこのように思っております。

したがって、総合学科が唯一であるといふふうには思っておりませんが、総合学科は総合学科でこの中等教育学校にある意味でフィットしたメ

リットを持つておりますので、それはそれで各設置者においてお考えいただければいいのではないかと、こんなふうには思っております。

それから、総合学科であるからといって直ちに大規模化といふふうにも必ずしも私どもは考えておりません。岡山で来年度発足予定のものでございしますが、これは四つの系列を想定してございしますが、その系列もいろいろのものがあろうかと思つて、生徒や保護者等のニーズを踏まえながら構想していただければいいわけでございます。そのあたりのところは柔軟にお考えいただければよろしいのではないかと、こんなふうには思っております。

○小林元君 いずれにしても、中高一貫教育の導入ということにつきましてはこの委員会でもいろいろ議論をされておりました、そういう中で、やはり何とかメリットを伸ばすといふことが、そういうことをしていただきたい。いろいろな研究協議会等も地域ごとにつくるといふことになつておりますが、文部省としても、全国的な視野でぜひそのメリットを伸ばすといふことが、そういう形で進めていただきたいということを希望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○松あきら君 私は、先日も参考人質疑を種々させていただきました。今、学校という場所が再構築をされなければならぬ段階に来ているといふふうには思っております。それはもう皆さんももちろんそういう認識でいらつしやるし、教育という原点にもう一度立ち返れば、いつも申し上げておりますように、知育、徳育、体育といふものを含めた知識一辺倒でない教育の原点に立ち戻るといふことで、今回もその選択肢の幅を一つ広げるといふことで中高一貫教育というのを打ち出されたんだと思つております。

しかし、この中高一貫教育、中学から高校への入試で非常に苦しむ子供たちが多いといふことを何とか和らげようとおつしやいますけれども、私はこの入試ということを考えますと、入学試験も

さることながら、今、内申書という問題が非常に大きいのではないか、これを見逃して単に中高一貫をまずつくればいいということではないんではないかというふうに非常に思っているわけでございます。

高校の合格は内申書と学力試験の双方で選択されているけれども、実際は内申書が大きく物を言つて、受験校を選ぶ段階から幅をきかせているというんですね。そして、受験競争でいえばよく偏差値がやり玉に上がりますけれども、高校受験に限つて言えば根本的な問題は内申書だということわけですね。そしてまた、この内申書ということに關しまして、子供さんたちだけではなくて親御さん也非常に心を痛めていて、部活なんかでも、やめたいんだけれどもこれをやめると内申書に響くというようなことが非常にあります。ですから、入学試験云々ということも大事ですけれども、何か非常に見落とされてしまっているのではないかと。

中高一貫はもちろんできるにしても、大多数のお子さんは今までとおり中学と高校で試験があるというわけでございますから、私はこの問題は非常に真剣に考えていただかなければいけないと思うんですけれども、それに対して大臣のお考えはいかがでございましょうか。

○國務大臣(町村信孝君) かつては内申書というものは高校に入るときほとんど無視されていたといいましようか、余りカウントされてなかった。一応出されてはいたようですが、少なくとも私が高校に入った昭和三十五年のときは、内申書という制度はあつたんだろうけれども、そんなのとはみんな重きを置かずに、ひたすら試験の点数だけだつた」と記憶をしております。

でも、當時からそのやり方には批判があつて、たまたまその日熱があるとか体調が悪いとかで実力が発揮できなかった、平素はできるのに運が悪かったね、たった一日のその日の都合でということもこれありまして、できるだけ平素の実力がわかるようにした方がいいんじゃないかと、ある

いは点数化されないその子供のいい面もあるじゃないか、あるいは中学生のうちからいろんな、例えば最近ですとボランティア活動をやったりというような学校外の活動でもいろいろ特色がありますねと。そういういい点を含めて高校の入試の際の判定材料にしてもらおうということで、非常にある意味では善意でといましようか、この内申書というものがより制度化されていき、まあ県によって違いがありますけれども、大部分の県では試験の点数が半分、内申書が半分というようなウエイトで判定が行われるようになってるのが今の姿だろうと思います。

そうすると、今度どんな行き過ぎて、その内申書を使つてゐる意味では生徒の管理をしようとするような非常に不心得な先生までが出てきてしまふということになつてゐるわけで、あくまでも内申書というのはその子供の一回の学力試験の点数だけでは点数化できないいい面をアピールするためにあつたんだという本来の内申書、調査書の姿に立ち返れば、決してそういうことにはならぬといはずなだらうと、こう私は考えております。

ただそれだけでもなんでしょうから、最近はお面接をしたりとかあるいは小論文を書いたりとか、各都道府県でさまざまな工夫によって高校入試の多様化というものが図られているのは大変いい傾向だと思えますので、引き続きそうしたそれぞれの県に合った形で、あるいは学校に合った形で工夫をより一層していただきたい、こう考えております。

○松あきら君 確かに初めはそういう善意でと申しましようか、その日一回限りの入学試験の結果だけでは判断できないということで内申書ができたんだと思いますが、今大分その状況が變わってきているなというふうに思います。

これは本当はきよう申し上げるつもりじやなかつたんですけれども、私は今の日本の入学試験等々を見ておきまして、教育そのものを見ておきまして、やはり日本は切り捨ての教育であり切り捨ての入学試験制度であるという感を強くして

いるわけなんです。

それは、今大臣がおっしゃったから私もちよつと思ひ出したんですけれども、うちの子供は中学校からイギリスの学校へ行つておりました。御存じのように、イギリスの教育制度あるいは入学試験制度というのは日本と全く違うわけでございます。例えば、一回限りの入学試験で落とすのはおかしいということであれば、G C S E、十六歳とか十八歳の全英の検定試験でございますけれども、都合三回あるわけですね。

腕に自信のある、つまり能力に自信のある子は自分の本来受ける半年前に受けられると。そして、落とした科目は本当のところ受けて、また半年後にさらに落としたものを受けられるということです。普通の子は自分の本来の受けるときに受けて、落としてしまったものに対してはまた半年後に受けられて、すべて通ったのが点数につく。しかも百点満点で、その試験の成績はそれがもちろんいい点であればそのままつくわけでございまずけれども、仮に二回やった試験で余りよくなくても、ふだんの成績あるいはふだんの授業態度、そしてふだんの宿題も加味されて一番いいところがつく。

やつぱり私はこういうのが本当の意味の内申書にかわるべき姿じゃないかななんて、これは根本的な問題なので今すぐに云々ということじゃないんですけれども、内申書の始まった理由と申しましようか、それを大臣がおっしゃられたので、内申書というものが本来のあり方と違ってきているということをちよつと申し上げたかったので、私はこのことを申し上げました。

では、中高一貫にまいるたいと思います。

かつて、都立世田谷工業高校では一九五九年に附属の中学校を設置いたしました。設置のねらいは、六年間にわたってじっくり工業教育を行い、有能な技術者を育てると。こういう工業教育を行い技術者を育てるということは今ちよつとなくなりました。当時では附属中の入試に合格すれば世田谷

工業高校に無試験で入れるということで非常に保護者の関心が高く、開校直後の受験率は三倍になったというんですね。しかしその後、一九七三年にはクラスの編制がやつとになってしまつて、とうとう廃校になつちやつたというわけでございます。

そのPTAの会長は附属中の校史にこんな恨み
つらみを書き残しているわけですね。「そもそも
本校は、一部の教育行政屋の単なるアイデアから
出発した。教育法令を無視した、まことにけつた
いな中学校であつた」「皮めくれば、教育行政
屋の単なるモルモットでしかなかつたわけであ
る」なんて、こんなことを書いているわけなので
ございます。そして、今回の中高一貫校設置の動
きに対しても、アイデア先行で、理念等哲学が構
築されていらないんじゃないかというような声も聞
かれるわけでございます。

六年制にしてじっくり生徒に技術教育をしようというもくろみがあったわけでございませうけれども、生徒が集まらなくなった、人氣がなくなったのはどんな理由だと把握されておりますでしょうか。

○政府委員(辻村哲夫君) この点につきまして、東京都教育委員会の方を通して私どもも承知いたしておるわけでございます。

先生ただいま御指摘になりましたような経緯で、四十八年の三月に閉校に至っておりますが、その理由の一つといたしましては、全国的な大学進学率の上昇に伴ひまして大衆普通化志向が高くなつてきた。その中で、当時まだ高等学校への進学率も低い三十四年の段階と比較いたしましたて、四十八年という段階になりますと、ほとんどの子供供たちが高校へ行き、さらに多くの子供供たちが大学へ行くという状況の中での進学動向の変化、それに伴ひます普通化志向の増大というのが一つあるというふうに聞いております。

それからもう一つは、中学校卒業後、附属中学からこの世田谷工業に入るわけでございますけれども、その際、科としては機械科、電気科、それ

先ほど江本さんもおっしゃっていました。いっそのことエリート校にするぞと言った方が早いんじゃないかなんという話もあったんですけど、例の五ヶ瀬中学・高校のお話も校長先生に伺いまして、ああこういうふうに教育すればと、うらやましいなと思つたんですね。

一つは、やっぱり宮崎ですから非常に場所もいいですし、さまざまな自然環境にも恵まれており

れる。そういうメリットを生かした形の学校教育というものを考えているわけでございます。

ですから、そこに入りました子供が個々に勉強をして大学の準備をするということとは、これは当然否定されるわけではないわけでございます。ただ、学校としてそういう姿勢で運営されるようなものであるとはいけないということを繰り返して申し上げているわけでございます。

○政府委員(辻村哲夫君) 中等教育学校がつくられた後、学年進行としてどんな形で完成させていくかというお尋ねだと思います。それは基本的に設置者の御判断だと思いますが、例えば五ヶ瀬、これは厳密な意味の中等教育学校ではもちろんありません。現行制度での中学校・高等学校ですが、中学校の一年生とそれから高等学校の一年生を同時にに入れて、そして二年、三年と並行的に学生を満たして、今、中学も完成しているし、高校も完成しているという形になっております。最終的には設置者の判断ですが、そうした形もあり得るであろうというふうに思います。それから、どんな形でやっていくかということについてもっと学校の校長に裁量をといて、

したがしまして、それ以外の形で、例えば非常勤講師で配置するとうような現在の法律の枠の中です各市町村がさまざまな御工夫をしていただくということは何ら問題ないわけでごさいますて、当初の小海町の教育委員会と長野県教育委員会とのそういった現行法律制度に關します解釈、運用の問題に行き違いがあつたということであらうかと存じております。

○松あきら君　これは行き違いがあつたということとて、仮にこれがほかのところでもこういうことをしようとした場合、今度はどういいう指導をするんでしようか。

○政府委員(御手洗康君) 繰り返しになります。が、学級編制基準につきましては国の、今回も法律改正をお願いしております。いわゆる標準法に基づきまして、通常の場合は四十人以下で編制するというように定めております。

これをもとに都道府県の場合は特段の事情がない場合には、いずれも四十人というものを上限にして編制するという基準を定めて、それに基づいて認可を行うようになってございますので、各都道府県教育委員会が定めた基準に基づいて認可をされるということであらうかと思っております。

そういった意味では、一般論として申し上げますと、三十六人や三十八人を一つの学級編制をして出発するということは、特別の事情がない限り各都道府県教育委員会はこれを認めないということであらうかと思っておりますし、私もそういう形で指導してまいりたいと考えております。

○松あきら君 私はそのいうこと自体がおかしいと思うんです。これは参考人にも実はお聞きしたんです。これは児島先生だったと思っております。でも、事実関係は予算の係と関係ないか、今こういふことをそれこそ規制緩和をしなればいけないときなんですね。やはり教育に関しては、これは個人的な意見だけれども、まさしくこういふところから頭をやわらかくして切りかえていかなければおかしいんじゃないか、おかしいとまではおっしゃらなかったけれども、もうちょっとやわらかい表現をしていってほしいな。私は先生がどうお思いになるかと思つて伺つたんですけれども、そういうふうにおっしゃつておりました。

これ、統計も実はあるんです。子供たちが荒れる統計。これは人数が少なくなればなるほど問題が少なくなつていくんですね。そういう統計があるんですよ。やっぱり、子供たちの人数が多くて学校自体も大きい、学級もたくさんあるところと、そこはいろいろな問題が起きてきて、人数を少なくするとやっぱりそれだけ先生の目が届いたり心が交流したりということなんじゃないか。

そういう統計も出てくるときに、私は、基準がこうだからこうだということとは非常におかしい、こういうこともきちんとこれは変えていくべきではないかと。もうこれはお返事要りません。これは要望として、ぜひ頭を切りかえていただき、いつまでも基準基準というのでなく、ぜひ変えていただきたいというふうに思います。時間がありませんので次にいきます。

奨学金の制度について質問をします。平成八年度版の厚生白書によりますと、子供が成人するまでの子育てに要する費用、これはこの間から新聞等に出ておりますけれども、仮に幼稚園から大学まですべてが国立であった場合千九百三十三万円、すべてが私立であった場合千九百三十四万円、高校と大学が私立であった場合千四百三十二万円、非常にお金がかかるわけでございます。今本場にこれだけ子供の教育にお金がかかるのは日本が断トツではないかと、物価も諸外国に比べて日本は高いんですけれども、そういうふうには思っています。

やはりこの経済的負担は大きい。これがすべてとは言いません。もちろん住宅とか子供の保育、そういう問題もありますけれども、これも大きいんです。子供を持てないと、若いお父さんやお母さんたちの間には、ですから、私はやはり奨学金の制度をもっと充実しなければいけないと思います。

やはりもう少しゆとりも欲しい。今、日本育英会の奨学金制度でも二百万程度ですね。この前も申し上げましたとおり、育英会には申しわけないけれども、職員十四万人もいらして平均で九百万も年俸をもらっているとか、奨学金をもらっている返さない人がいるので、こういう方に職員の人が一々手紙を出して、ああだめだ、くれないうて、こういう形でございまして、こういうこともきちんとしていかなければならない。

一貫教育とともに、奨学金の改善をあわせて実行して下さるよう文部大臣にお願いいたしますけれども、いかがでございましょうか。

○國務大臣(町村信孝君) 国の財政全体が厳しい中ではございますが、私も奨学金の充実というのは大変重要な課題だと、こう思つておりまして、ちなみに平成十年度予算の中でも、大学院の貸与人員の増でありますとか、高校に在学中に奨学金の予約をする予約採用の増でありますとか、あるいは私立大学の貸与人員の増、あるいは有利子貸与事業における専修学校専門課程の貸与人員の増等々、あるいは今回の補正予算の中でもこの奨学金の関係も充実をすべく審議をお願いしているところでございます。

ただ、現状で本場に十分と言われれば、委員御指摘のとおり私もまだまだ改善の余地はあろう、こう思つておりました。貸与人員あるいは貸与月額、あるいは、今は親の所得水準によつて一定の段差がついているわけですが、そういうことの改善といったような面でもさらに充実をする必要がある。こう思つておりますので、委員からも教育資金貸与制度といったような御提案もいただいておりますが、そうした御提案も含めて今後さらに日本育英会の奨学金制度の充実ということを考えてまいりたいと思つております。

なお、ちよつと私の聞き間違いであれば失礼かもしれませんが、日本育英会の職員の数は大体五百人程度でございまして、さつきちよつと違う数字を言われたかなと思つたので、念のために申し上げさせていただきます。

○松あきら君 今のはよろしくお願いいたします。ちよつと時間がありませんので次に参ります。この新聞にも出ておりますように、区域外の通学がすごく多いんですね。大田区なんかでは小中新生入生の一割が区域外から来ているということなんです。公立の小中学校は教育委員会から指定された地域の学校へ行くという通学区制度をとつておりますけれども、最近では指定校とは別の進学校へ進む地域が出現しているんです。学区を設ける意味というのはどういふところにあるんでしょう。大田区なんかですと理由が一から十まで

ある。一、「引き続き友人関係を保持したい。希望校に友人が多い。」二、「学年途中なので、学年末まで通学したい。」等とありまして、一番最後なんか「その他。」なんというのがあるわけですね。

そういう学区を設けている意味はどこにあるのか、あるいは指定校以外のところに入学を認める基準というのはどういふふうになっているんでしょうか。簡単にお願いいたします。

○政府委員(辻村信夫君) 通学区というのは、法令で必ず市町村教育委員会が設けなければならぬことになっているわけではございません。法令上は、通うべき学校が複数ある場合には市町村の教育委員会がどちらかの学校を指定しなきゃいけないというものになっているわけでございます。

ただ、どちらの学校に通うかということは生徒にとつても保護者にとつても大変関心が高いところなんですから、従来は、地理的事情というものが多分原則でございまして、それを踏まえながらあらかじめ通学区域というものが指定されて、ここに住所のある子供はこの学校にという予告されるような形の運用が行われ、それに沿つて指定が行われているのが実情でございまして、しかし、昨今の学校に対するさまざまな保護者の意向をできるだけ尊重するようにということで、これをできるだけ柔軟に対応していこうというのが私どもの考え方でございまして、それを踏まえまして具体的な基準等を教育委員会が設けて、それによつてやっているというのが実情でございまして。

○松あきら君 中高一貫校を設置する場合、学区は広い範囲になるわけではございますので、今お答えいただきましたように、今までの学区制も新しい視点で見直すべきであるということをお要望させていただきます。

先ほど私、十四万人の人数が払っていないというのを言おうと思つてちよつと間違つて言つたみたいです。済みません、そういうことでござい

それから、あと、三分しかないんですけれども、ぜひ私申し上げたいのは、中高一貫とは全然違う話なんですけれども、今の中学生、高校生の携帯電話の話なのでございます。これは私、大臣に御要望といましようか、お考えもお聞きしたくてちょっと申し上げさせていたただきたいです。

実は今、御存じのようにいろいろ問題になっておりますけれども、PHSも含めて中高で八人に一人の子供たちが携帯電話を持っている、高校生は四人に一人と言われているわけでございます。そして、調べましたら、いろんな会社があるわけなんですけれども、NTTドコモは親の承諾書があればいいわけです。親の承諾書といましても、自分たちが勝手に名前を書いて三文判を押してもそれが承諾書となるわけなんです。ほかの会社は親の実印、印鑑証明とかが要るわけなんです。

そうしますとどういことが起こっているかというと、中学や高校の子供たちが自分の名前で銀行の口座を、NTTドコモと契約をしてそこから引き落としになるわけですから、二万も三万にもなる子供が多い、平均でも七、八千円だということですね。そうするとどうなっちゃうかというと、携帯電話にお金がかかるものですから援助交際をするということが非常に今ふえているという事実があるわけなんです。

そして今、教育の中で子供たちが寂しい、疎外感がある、電話を持っていたり始末かけたり、かかってこない不安で仕方がないということが非常に多いわけですね。アンケートもございまして、私はやっぱり、これは郵政省の問題でしようとか、NTTドコモは民間の会社でしようということでは済ませられない問題である。

実は、国民生活調査会で何でもいから好きなことを質問しないと言われまして、私、持ち時間十五分で、仲間の委員が質問して残り時間八分しかなくなっちゃったものではと質問できなかったんですけれども、私が郵政省にこれを書き

ましたときも、郵政省がそんなはずないでしょうとおっしゃったわけですよ。支払い証明書みたいなものがないはずはないでございまして、どうもたいな答えで、親がきちんと把握をしていないんです。

私は、もちろん民間の会社であれば利益が上がらなければおかしいとは思いますが、働いていない中学生や高校生が仮にこんな電話だけで二万も三万も普通なら払えるのがおかしい。ダイヤルQですか、あれは親が知らない間に何十万とか何百万にもなっちゃったために問題になって変わったわけでございますけれども、こういう問題こそやはり文部大臣が率先して郵政大臣等とお話したいだりきちんとした対応をとっていかないと。私はこの援助交際という名前は嫌いなんです。もう大体テレビでも今言っていますよね、援助交際という名前は格好いい。売春と言われたら自分たちは嫌だけれども援助交際という名前ならいいでしょう。

こういうことも大きな問題があるとは思いますが、やはりこれは見過ごしておいてはいけません。いいではないか、こういうことをぜひ取り上げていただきたい。そうじゃないと、扇先生がいつか薬のお話もいたしました。非常に今子供たちに、ヤクですね、ドラッグが広がっている、こういうことにも私はつながっていく問題である。ぜひ私は文部大臣にもこの問題を一度検討していただきたいという要望を申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(町村信孝君) 本日に高校生、中学生が携帯で教室同士で話し合っているという姿はどうも私も想像ができないんですが、実態は委員が御指摘されたようなこともあるようでござい

ます。いろいろな会社の実情を、ちょっと関係書類を見てみたんですが、確かにNTTドコモは親の同意書が必要というだけでえらく簡単なんです。ほかの会社はもう少しちゃんと、親権者の印鑑証明が必要とか親権者に電話で確認をするとかもう少

しきつちりやっているんですが、どうもこのドコモだけえらく簡単だという実態もあるようでござい

ます。郵政大臣とも話をしたりして、どういう取り組みができるか早急に考えてみたい、こう思っています。

ただ、いずれにしてもこれは親が絡むわけでありま

す。当然稼ぎがないわけですからね、収入がないわけですから。やっぱり、買ってあげたり電話料を結局支払ってしまったりということを、いいいよと言っていてどんどん渡してしまふ親も相当いるという話も聞いておりますから、子供の保護者としてやっぱり家庭でしっかりこうしたことは対応してもらおうというのが基礎であろうと私も思いますが、貴重な御指摘をいただきましたので、郵政省ともよく相談をしたいと思

います。

○日下部信代子君 まず最初に、今回の法改正の意義について確認をしておきたいと存じます。

文部省が今までお進めになつていらして、そしてまた今後もお進めになつていらして、そして中等教育改革の一環として今回の法改正をとらえてよろしいのでございましょうか。

○国務大臣(町村信孝君) 日下部委員御指摘のとおりでございまして、今までも高等学校の段階での総合学科の導入とか単位制高校とか、あるいは選択肢の広げられるような教育課程の編成といっ

くるといふように思います。その目的においても、またその構成、どうい方が構成員になるのかということ、あるいはまた研究を継続していくということも含めまして非常に重要だといふように思っています。その重要性について文部省の御見解をいただきたいと思います。

それからもう一つ、実践協力校の関係者がやはりどのぐらい一生懸命になるかということが非常に

にきざらうといふふうに思っております。自分たちのやっていることが日本の中等教育を改革するんだ、そして自分がそのための学校をつくらうとしているんだという意欲を持つということは非常に肝心なことではないかというふうに思っています。そういった関係者の意欲的な取り組みをエンカレッジする配慮ということも文部省として大変重要だと私は思っております。

その対策の一つとして、いわゆる研究開発校というように指定をするといふようなことは御検討の中に入っておりますでしょうか。その点もあわせて

して御見解を承りたいと存じます。

○政府委員(辻村哲夫君) 二点のお尋ねがございました。

第一点でございまして、中高一貫教育研究会の趣旨等でございます。

これは私も平成十年度予算に一億円余を計上させていたしまして、中高一貫教育実践研究事業という形で各県に役立てていただく経費として計上しているわけでございますが、その経費等を活用していただいてこの研究会を、その経費等

というふうな思っております。

そこで、中高一貫教育の実施形態、あるいはそこで行われます教科・科目の開設、あるいは中高間の教職員の連携協力のあり方、あるいは高校入学者選抜の改善等について幅広い御研究をいただければと思っております。これは各県でも既に研究に着手され、またこれからは精力的に行われるわけでございますが、単年度ということではなくできるだけ長い期間にわたって継続して研究できるような体制がとれるように、私どもも財政当局の理解を得ながら努力をしていきたいと思っております。

それから二番目の実践協力校でございますが、活発な御研究をお願いしたいと思っております。御提言の研究開発学校は、教育課程の基準の改善に資するというところで、学習指導要領にとられない研究が行われるというメリットがあるわけでございます。したがって、必要に応じて検討していきいたい、こんなふうな思っております。

○日下部補代子君 いわゆる研究会議において検討された内容というのは、どのような形で一般の方たちが知ることができるとございませうか。

○政府委員(辻村哲夫君) まず、それぞれの都道府県等に置かれるわけでございまして、私どもは都道府県の教育委員会等に活発な広報をお願いしたいというふうに思っています。

それからもう一つ、これは予算的にも、この研究会議の状況あるいは実践協力校の状況につきまして、定期的に私どもが会を招集いたしまして実践研究の状況を報告していただくようなことになっております。そこで得られました情報につきましては、私どももいろいろな広報媒体を使いまして全国の関係者にできるだけ広く伝わるような努力をしていきたい。

このように、各都道府県等の取り組みの対応とそれから私ども自身の対応と、この両面からできるだけの広報に努力をしていきたいというふうに

思っています。

○日下部補代子君 その場合、一般の方々の声というのが反映できるシステムというのはございませうか。そういう広報をこらんなった方が、自分はこの辺が問題ではないか、ここを改善すべきではないか、考慮すべきではないかといったその辺の声を反映はどのような形でできるんでしょうか。

○政府委員(辻村哲夫君) まず、この中高一貫教育研究会議自体の中にも、単に教育関係者という狭い範囲ではなく、PTA関係者あるいは学識経験者といった幅広い方々の参画を得てこれを行っていただきたいと思っておりますが、その検討状況につきましては各県がいろいろな形で広報する、我々も広報する。そのフィードバックの仕方につきましては、各県は各県で御工夫いただきたいと思っておりますが、現在ではさまざまな形で公聴のシステムができておりますので、それを活用していただければと思っております。文部省は文部省でそうした公聴の仕組みができてございまして、そういったものを使って我々はさまざまな意見を入手できるというふうに思っております。

○日下部補代子君 私ども、その研究の結果がちゃんと反映されるように、そしてまた一般の方々の声がそこに反映されるような情報公開、そしてそのシステムをきちんと確立していただきたいなということを願っております。

次に、どの制度でも、改革する場合には当然のことではございますがボジティブな面と、それからまた問題点について配慮しなければならぬ部分がございます。この中高一貫教育の導入ということが目的のとおり、ゆとりある学校生活を保障する、そしてまた一人一人の個性や創造性を伸ばす、そのような結果がもたらされることを私も心から願っているわけでございますが、一方で、やはり偏差値偏重による教育というものが完全に解消されておられません。また学校間の格差というものも存在している。

ではないかと、あるいは受験競争が低年齢化するというふうな、本委員会におきましてもまた各方面から問題点が指摘されているところでございます。これから文部省といたしましては、もちろんこの改革の意図に沿ったボジティブな部分をさらに拡大伸張させていくということと同時に、問題点をどのようにして取り除いていくかというその両面が当然必要になってくるだろうというふうに思っておりますが、その両面に対する対処をどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) 委員御指摘のことは、私どもも最大限の注意を払っていかねければならないポイントだと思っております。局長が先ほどお話ししたような中高一貫教育実践研究事業といったようなことを通じまして、要するに受験エリート校はつくらないという前提で各都道府県でそれぞれ御検討をいただくというところから作業が始まるんだらうと、こう思っております。

また、受験競争の低年齢化を招かないようにするために、前回からも申し上げておりますけれども、入学者の決定に当たっては学力検査を行わない、それにかわって学校の個性と特色に応じた形で、面接であるとか実技でありますとか、あるいは小学校からの推薦でありますとかあるいは抽せん、こうしたいろいろな方法を組み合わせて入学者の選定をしていくことであらうと、こう思っております。

いずれにいたしましても、この点はこの委員会の審議におきましても数多くの委員から御指摘もいただいておりますから、私どもとしてはこうした国会の審議の内容といたしましては正確に各都道府県にお伝えをしながら、こうした問題が起きないような対応をそれぞれの都道府県にも促していきたい、かように考えております。

○日下部補代子君 我々の審議いたしました点も、今大臣おっしゃいましたように、こういうことが問題になったのだ、この辺について考慮しろというふうな広報をぜひともやっていただきたい

というふうなお願いしておきます。

次に、今問題点として取り上げました受験準備校化、エリートという言葉はいささか私や私や抵抗がございませう。本当の意味のエリートというのは今ここで使われているエリートというのはちよつと私としては違ふような気がいたします。いわゆる受験準備校化というふうに申し上げておきます。あるいはまた受験競争の低年齢化、そういうことがないようにこれからいわゆる中高一貫の学校をつくっていく場合に考慮しなければならぬ点というのは、やはり入学決定の方法が一つございませうと思っております。また一つは、やはり通学区域の設定ということもかなり重要なことではないかなというふうに思うわけでございませう。

先ほど松委員の方からもお示しございましたけれども、大田区の場合、昨年の十二月でございませうが、文部省の教育における規制緩和という点で通学区の弾力化ということが図られました。その結果、大田区の場合ですと、千人ぐらいの方が小学校、中学校、指定校とは別の希望校に進んだというふうな報道も出ております。特にまた、ある小学校におきましては、大田区でございませうが、入学者のほぼ四割が区域外から通う子供たちで占められていて、これはある有名な小学校だそうでございませう。そういう問題も今出てきております。

そのことを踏まえまして、これから中高一貫制というものを導入する場合に通学区域をどういうふうに考えていらっしゃるのか、あわせて御質問したいと思っております。

○政府委員(辻村哲夫君) 現在の小学校、中学校の統学指定と申しますのは、市町村の教育委員会が通常は通学区域というのをあらかじめ指定しておいてそれに沿って行くと。それにつきましては、できるだけ保護者の意向を踏まえた形での運用ということで、今先生から御紹介ありましたような形で柔軟な統学指定が行われるという実態が進んでいるということであつたわけでございませう。

す。

今回の中高一貫校の通学区でございすけれども、それは、その新しく設けられます中高一貫校にかかわる通学区というものの設定ということになるかと思ひます。したがひまして、現在小学校や中学校について行われておりますものは別に、それぞれについて通学区が設定されるということになるわけでございす。そのときにどういふ形の通学区を想定するかというの、また先ほどの会議等での慎重な御審議を経て設置者において決定いただくということになるかと思ひます。

参考に、ただいまいわれる中高一貫として公立でございす宮崎県の五ヶ瀬の中高の例で言ひますと、寄宿舎を持つてゐるというふうなこともありまして宮崎県下一円から志願を認めるという形の、ある意味で全県一円の通学区ということになつてゐるわけでございすけれども、これから各都道府県等においてさまざまな形で中高一貫校はできてまいりますので、それぞれについてそれぞれの通学区が設定されると。そのときには、生徒たちや保護者たちの機会の均等、機会が実質的に確保されるという観点が一番重要かと思ひますが、そういう観点に立つて設置者等において御判断される、こんなふうと思つております。

○日下部博代子君 これからこの制度を導入していくわけでございすから未知の部分がいっぱひあると思ひます。しかしながら、今現状で起きている事実、そういうものもやはり考慮に入れないかと思ひます。今私が挙げました大田区の場合、いわゆる通学区の弾力化ということが、一つの名門と言われている学校に集中してゐる。

つまり、弾力化ということイコールまたいわゆる名門校に集中するということ、こういうことが今度の制度導入におきまして起きないよう、そういう配慮というのは常にやはり文部省としては目を光らせておかなければならない、その都度やはり注意していただかないというふうにならうかと思ひます。

ございす、大臣、お言葉ございしたらせひとも。

○国務大臣(町村信孝君) 通学区の話は私はこう考へるのであります。

今、それぞれの公立の小学校、中学校、高校はもとよりですが、特色ある学校にしていかなければいけない。特色ある学校として地域住民に十分情報発信もしていく、そしてそれぞれの学校が地域社会としっかり結びついた形で学校運営もこれからされていった方がいいだろう。そういうことで今、中央教育審議会の地方教育行政のあり方というところで教育行政のシステムとしての議論をしてもらつて、夏ごろには答申をもらおうかなと、こう思つておりますが、いづれにしても、個性ある学校、子供の個性を伸ばすためには学校そのものにもいろいろな特色と個性があつていいんだらうと思ひます。

その際に、特色とか個性がただ単にいわれる上の学校に行くのはいかからう、そういう個性ばかり競ひ合つても何にもよくならないと思ひます。あそこ小学校は非常に音楽の教育に特色があるとか、あの中学校はこういう面という特色をつくつていく。しかし、幾ら特色をつくつても、あなたはここに住んでゐるんだからこの学校だけですよというのでは何のための特色ある学校づくりかわかりません。

したがつて、大田区の例などもございす、小学校、中学校、幾つかの選択肢をつくつて、そして一校だけではなくて複数の学校から自分の希望に合った、その特色に合った、あるいは子供の特性に合った学校を選べるように選択肢を広げていくということ、私は現下の教育改革の中で非常に重要な課題だと思つております。大田区の試みなどは、これがもしいわれるかき括弧つぎ受取エリート校の意味のそれを促進するのであれば論外でありますけれども、そういう意味ではなくて、特色のある学校をつくるためにできる限り選択肢を子供と親に提供していくということは、公立学校の中でこれから一層追求をしていかなければ

ばならない大きな課題であらう、こう思つております。

ただ、一遍にやるとそれは混乱が起きますから、少しずつやつて大田区のように、あるいは他の地区にも。先般NHKテレビを見ておりましたら、埼玉県で調整区域というものをつくつて、この調整区域に住んでゐる方はA、B、Cどの学校を選んでいいですよ。そのA、B、Cの学校は非常に特色があつたと私は記憶をしておりますが、そういう形で選択肢をより多く提供して、よりよい学校づくりにつなげていくというところ、目的があるわけでございすので、そういう方向でこの通学区の拡大というものにこれから前向きに積極的に取り組んでいく必要がある、かように考へております。

○日下部博代子君 大臣のおっしゃることは、非常によくわかります。ですから、肝心なことは、評価の物差しというのを今のようにならなす、それからまた有名大学ということになつていく、入学者が何%、何人という物差しではからなすというところがきちんとして、今大臣のおっしゃつたことも非常に私は理想的だらうというふうに思ひます。

今私が申し上げた問題のところ、物差しが一つしかないとどうやって変えていくかということがやはりこれからの教育改革の一番難しいところ、しかしやらねばならないところではないかと思ひます。その点をぜひとも留意していただかないというふうに思つています。

ところで、今おっしゃいましたようなお言葉に従つたような今度の法改正ということになるためには、そしてまた一部の子供たちのためのものだけではないという中等教育改革になるためには、やはりさまざまな形の一貫校、つまり、いわゆる六年型のみならず、併設型のみならず、また連携型ということもこれは役割として非常に重要ではないかと思ひます。どうも連携型の方が現実的には進めやすいかわかりません。

現実にもうあるわけですから。ところが、どういふふうにしてこの連携型ができていくのかという一つイメージネーションがなかなかわかないという言葉も多いんです。政省令というふうなものでは準備がされていくだろうというふうにならうかと思ひます。少し具体的に整備の方途につままして御説明いただけますか。

○政府委員(辻村哲夫君) いわゆる連携型の中高一貫でございす。これは今回の法律に盛り込まれてゐるものではないわけでございす。

中等教育学校、これは新しい学校制度として法律にお願いしてございす。もう一つ、併設型という県立の中学校と県立の高等学校を想定し、あるいは市町村立もあり得るわけでございすけれども、そこで試験なしにこの中高を接続する。この二つにつきましてはこの学校教育法の中に規定をするという形でお願いをしてゐるわけでございす。もう一つ、今先生からの尋ねの連携型の中高一貫と申しますのは、現在の市町村立の中学校、都道府県立の高等学校、この設置者は違ひましても、この間をさまざまな形で連携させることによつて、実態として中高一貫教育を行うような中高にしていくというわけでございす。

したがひまして、制度と申しますよりも、まずはある中学校、それとある高等学校が教育課程の上で系統性を持つ、あるいは連携性を持つということが必要でございす。したがひまして、連携型ということのためには、高等学校側と中学校側がそうした面で協議をする、そしてカリキュラムをつくるということがまず必要かと思ひます。そして教師も、中と高、高と中、相互に指導に当たる、あるいは生徒たちも交流し合ふ、あるいは行事を同時に持つというふうな形で、実態として中高一貫教育を実施していくというものでございす。ですから、高等学校サイドと中学校サイドのまず協議、これが前提になるといふふうに思ひます。その際には、さまざまな検討課題があらうかと思ひますけれども、両者の一致ということになるわけでございす。

そうした形で連携型の中高一貫教育というものが整いました場合には、私どもとしては、これは私どもの仕組みもかわってくるわけでございませうけれども、中等教育学校あるいは併設型に準ずる形で中高一貫教育が行われるわけでございませうので、他の中からの接続とは違った形の接続というものがあつていいのではないかと。したがつて、現行制度の中学校と高等学校を前提にしておりまして、選抜を全くなしということになりますと他の中、高との間で均衡を失うというようないふきもあつたので、選抜というところは残さざるを得ないと思ひますが、その選抜のあり方について、国会の御議論もさまざまあつたわけでございませうけれども、簡便な形で選抜という形で中高を接続するということが考えられていいのではないかと、こんなふうに考えているところでございませう。

○日下部補代子君 その連携型の学校でも、先ほど私ちよつとお尋ねいたしました研究開発校の指定ということもあり得るわけですか。

○政府委員(辻村哲夫君) 研究開発学校の制度は一般の学校にあるわけでございませう。現行の学習指導要領、小中高それぞれございませうが、それによらない研究開発をしていただく、そのために学習指導要領の適用の除外をしてまで研究していただく、そういう制度でございませうので、この連携校につきましても、そうした研究をしたいということ、その研究テーマがそれにふさわしいものであれば研究指定校の指定をさせていただきます。現行の学習指導要領の枠を超えた形での研究ということも当然あり得るというふうに思ひます。

○日下部補代子君 次の問題に移りたいと思ひます。

今回の中等教育学校の設置の趣旨というものは、ゆとりある学校生活の中で子供たちがさまざまな試行錯誤をしたり体験を積み重ねることなどを通じて豊かな学習をし、個性や創造性を存分に伸ばしていくということにあるとされております。また、中教審は、じっくり学びたい子供たちの希望

に対する手厚い指導を特色とする中高一貫校もあつてよいというふうにしておりますし、また、第三次臨教審の答申は、統合教育ということにつきまして、障害の状況等を考慮し、できる限り障害者と健常者が同一の場所で教育を受けることは両者の健全な発達にとって有意義なことであるというふうにしております。

こういう観点から、今回の中等教育学校制度の創設に伴ひまして、国としてその統合教育をパイロット的に創設するということは全く考えられないのでありませうか、その点いかがでございませうか。私は、この中高一貫教育制度の導入の趣旨にまさにふさわしいことではないかと。先ほど大臣は、同僚議員の御質問に対するお答えとして、国立の学校というのは実験校としての特色が必要である、その方向に指導していきたいというお言葉もございませう。特色ある学校ということ、この統合教育ということもやはり大いに特色ある学校の一つではないかと考えますが、いかがでございませうか。

○政府委員(辻村哲夫君) 障害のある子供の教育につきましても、その障害を子供が克服しながら社会参加、自立に必要な力を培う、これが最大の教育課題であるというふうに思ひます。そのために、その障害の種類、程度に応じてよりよい環境を整えて手厚い教育を行うということが基本だと思ひます。そんなふうに考えますと、統合教育はややもしますと、障害の種類、程度にかかわらず、ただ障害のない子供とともに学ぶということになりがちであるわけでございませうけれども、もしそういうことであるとすれば、障害を持った子供の社会参加、自立に必要な力を培うということをかえつて困難にするのではないかと。そういうふうに考えております。

ただ、障害の種類や程度によりまして、高等学校の教育課程を修了する見込みのあるような子供につきましても、中高一貫も含めましてでございませうけれども、障害のない子供とともに学ぶ機会を与えるべきだというふうに思ひます。こ

のことは、この中高一貫教育実施にかかわらず大切なことだと思ひます。そういう意味で、この中高一貫教育の入学者の決定に当たりまして、障害があるということだけを理由として入学を許可しないというようなことがないよう指導していきたい、こんなふうに思ひます。

○日下部補代子君 私は、ぜひこの今の機会を生かして統合教育を国で率先して実践していただきたいなというふうに思ひます。そのことがとりもなおさず、いわゆる受験準備校、受験エリート校化にはしないんだというこのシンボルになるというふうに私は思ひます。そして、障害を持つ子供あるいはまた保護者の選択の幅を広げる、いわゆる今回の教育改革の象徴の一つの、まあ実験と言つてはいいかわかりませう、先ほどの大臣のお言葉をおかりいたしますと、有意義な実験になるのではないかと。これを私は強く申し上げておきたいと思ひます。

最後の質問を一言伺ひさせていただきます。それにつけ加へまして、特殊教育ということの特長という言葉を検討していただきたいということもございませう。参議院の議員立法で、精神薄弱という言葉を知的障害というふうに改める法律が参議院で採決されております。学校教育法なども、文部省関係の法律も改められることになるというふうに思ひますが、その点もあわせて御検討の中にこれからぜひとも入れていただきたい、これからの学校教育もなさつていくということ、その中に私は一つ入れておいていただきたいなというふうに思ひます。

一つ、これはまた違った観点からの心配があるわけですが、この中高一貫制度導入ということで、これは男女平等の点からということで、私は幾つかの女性団体から申し入れをいただいております。

いわゆるエリート校化とかあるいは選択肢を拡大するというのが教育の男女差別を拡大することにならないのかという御心配を、私はいろいろの方々あるいはいろいろな団体から聞かされております。ですから、今後、新しい試みの中高一貫の学校ができるときにもし男子校のみというふうなことが起きた場合には、このときこそ文部省は指導力を大いに発揮して、そういうことがあつてはならないということをぜひとも御指導いただきたいというふうに切にお願いしておきたいと思ひます。

その点に關しまして、両方あわせて大臣のお言葉をいただきたいと思います。

○国務大臣(町村信孝君) 私も、この特殊という言葉が本当にいかにかつて率直に悩んでおります。もうちよつといい言葉がないのかなというふうにも思ひます。何せ知恵がないもので今のところこのままの言葉で使つておりますが、ぜひ本委員会におきましても皆様方のお知恵をおかりできればと思ひます。何ら特殊という言葉にこだわらなくてもいいと思ひます。今後の検討課題とさせていただきますと思ひます。

それから、今、公立高校では男子校が一・一%、女子校三・一%、四・二%の学校が男女別学ということなんです。一校にとどまるということはない、どんどんふえていくと思ひますが、仮に一つの県で一校で、それが例えば男子だけだったとかあるいは女子だけだったという、男女ともにひとしく中高一貫を希望するときに、それが現実に関ざれているという場合はやっぱり問題でありませうから、中高一貫を男女とも選べるという意味で共学の方がいいんじやないか、こう思ひます。

ただ、こちらに男子校の中高一貫があり、その隣に女子校の中高一貫があつた場合は必ずいのかなどうなのかなと考えると、ちよつとそこはささか迷つてしまふので、そここの判断は各設置者につかりお考えをいただこうかな、こう思ひます。

○日下部補代子君 終わります。

○阿部孝代君 前回の質問で、私は深夜に及ぶ小学生的の塾通いの実態を取り上げました。別の資

料、「小学生の生活と文化」、九四年のNHK世論調査ですが、これによりますと、夜眠れないという子供が三三・七％もいたり、疲れやすいという子供が二七・九％、朝、食欲がないという子供が二六・五％もいます。

塾通いの実態ともあわせて、こうした子供たちの生活のゆがみの主たる背景、原因に受験競争があるというふうに思ふんですけれども、違いますか。

〔委員長退席、理事小野清子君着席〕

○政府委員(辻村哲夫君) 塾通いの要因の一つとして、受験競争の問題があるというふうには思っております。

○阿部幸代君 いじめや不登校などさまざまな問題行動についても、受験競争やあるいはそれを引き金とした詰め込み教育、ここに大きな原因があるというところは広く国民の共通した認識になっているというふうに思います。

子どもの権利条約、市民・NGO報告書をつくる会編の「豊かな国 日本社会における子ども期の喪失」と題する報告書があります。この中で、近年では、勉強のできる、すなおな良い子どもとされている子どもたちにこそ、たくさん問題があることが報告されている。「よい子の息切れ」「よい子の燃え尽き症候群」といったことはで象徴される現象である。「勉強のできる子はよい子、勉強のできない子はダメな子」という序列化の中で、馬車馬のように追い立てられ、疲れ果て、燃え尽きていく。このような症状は、高校に入り、あるいは希望の大学に行つてから、あるいは大学を卒業してからでも現れている。

このように言つて、人格形成を阻害され、成長発達機会を奪われている子供たちのことを子供期の喪失と特徴づけています。

日本の子供たちの生活実態にあらわれているこうした子供期の喪失とも言うべき事態は本当に深刻な問題だと思ふんですけれども、そういう認識をお持ちでしょうか。これは大臣に。

○国務大臣(町村信孝君) 知識の量、そして記憶

力のよしあしだけで子供のすべてを判断してしまふような今の現状というのは、決していい現状だとは私も思っておりません。さまざまな個性があり、さまざまな能力があり、さまざまなすばらしい点がある、それをそれぞれに認めていくという社会、そしてそういう学校の子供に対する接し方、また親自身も、勉強ができないうまやだめという形をひたすら点数だけを上げさせるように子供を追ひ込んでいく親、いろいろな面でそれは意識を変えていかなければいけないんだらう、こう思っております。

だからこそ、例えば高校入学の選抜の中でも、先ほどもちよつと他の委員からございましたが、内申書というのができた当初というのは、点数化できない子供のいい点をいかに見つけていくのかというふうな観点で、それをうまく使ってもらいたいわけですし、あるいは面接でありますとか、あるいは推薦入学でありますとかさまざまな方法で、ただ単に記憶力あるいは知識の量だけで高校入学選抜をやらないように皆さん工夫しておられますが、そういう形のものごんども広まっていますと、今言われた受験競争あるいは子供期の喪失という事態もよりよくなつていくのではないだらうかな、こう期待をしております。

もとより、それは高校入学選抜だけを変えればいいというものではなくて、日々の学校の中でのあり方、あるいは、今度学校週五日制にいたしますが、その中で思い切つて教える内容を厳選すること、そして土日はまさに親子の触れ合いの場であつたり、ボーイスカウト、ガールスカウト等々の、違う年齢の子供たちと触れ合う場であつたりというふうな形で幅広い体験をしていくというふうな中から、もう一度子供期の復活が期待できるのではないかと期待をしております。

○阿部幸代君 私は、身近なところで本当に子供たちの燃え尽き症候群というのを何人も見てきたんです。本当に痛ましいというふうに思つてい

るんです。

法案の六年制中等教育学校と中高併設型一貫校の入学について、中教審答申では、学力試験は行わないこと、抽せんや面接、小学校からの推薦、調査書、実技検査など多様な方法を組み合わせて入学者を定めること等が提言されていますし、今までの大臣のお話などでもこのことが繰り返されてきたと思うんです。しかし、個性を尊重し、特色ある学校づくりを進めようというわけですから、単純な抽せんのみというところは考えられないわけですね。結局、何らかの形の選抜が行われることになりそうです。

全国唯一の公立中高一貫校の宮崎県五ヶ瀬中学校では、九七年度、面接や調査書などを点数化し、全県下から応募する小学生から点数上位者六十人を選び、そこから四十人を抽せんして入学させているというふうになっています。つまり、入学者選抜を何らかの形で行う以上、それをめぐる選抜競争、受験競争が生まれるというのは避けがたいんだというふうに思います。

こうした選抜競争が、子供期の喪失とも言われるほどの子供たちの生活実態を一層悪化させないという保障があるんでしょうか。

○政府委員(辻村哲夫君) 今回の中高一貫教育の実施に当たつて、いわゆる受験エリート校化させない、それから受験競争を低年齢化させない、これは中高一貫教育実施に当たつての二つの大きなポイントだというふうに思っております。

したがって、そういうことを十分に踏まえて、では具体的にこの制度をどのような形で活用していくかということにつきましては、先ほどもお答えを申し上げましたけれども、各設置者において、幅広い関係者からの意見を踏まえた慎重な取り組みが求められる。その際には、それぞれの地域等の生徒あるいは保護者のニーズ、実態というものも十分に踏まえられる。そういう状況を十分見きまわつて、それぞれの地域においてどんな形で中高一貫教育を実施していくかという慎重な検討が求められるということがまず一点でございます。

す。

現在、各都道府県等におきまして検討が始まつておりますけれども、どの都道府県におきましても、この二つの点につきましては大変重く受けとめて検討が進められているというふうに承知をいたしております。

そしてまた、公立の学校につきましては、先ほど先生からも御指摘がありましたように、学力試験は行わない、さまざまな方法で行うということであるわけですが、これはただ形式的に学力試験を行わないという意味ではなくて、受験競争の低年齢化を招かない、そのための具体の実施の方法としてそういうことが中教審からも言われておるわけでございます。

こうしたさまざまな取り組みを進めていくことによって、中高一貫教育がメリットを生かした形で運用されていく。そのことによって現状がさらに悪化するようなことはないとというふうに私も考えております。

○阿部幸代君 都市部で、主として大都会でいうね、私立の中学や私立の中高一貫校入学をめぐる、小学生が本心に際限もない受験競争に巻き込まれているという深刻な実態があるわけですから、それを今度は公立の中高一貫校を導入することによって全国に拡大していくことになるんだと思つてゐるんです。

そもそも、高校入試のない子供とある子供が公立中学入学段階、義務教育段階で生じてしまう根本的な矛盾。六年間じつくり学べる子供と、高校受験という受験競争に追われる子供が生じてしまふという根本的な矛盾をどう思いますか。

○政府委員(辻村哲夫君) 中高一貫教育につきましても、メリットを生かした形でこれを広めていきたいと思つてはいるわけですが、これを広めていくにしても、メリットだけでなくデメリットも、必ずしもメリットだけであるわけではございません。六年間同一の生徒が生活をとるという問題もあるわけですが、また、いわゆる中だるみと言われる問題もあるわけでございますし、さま

さまざまなデメリットとして指摘される点もあるわけ
でございます。しかしメリットもある。これにつ
きましては繰り返し御説明してまいりましたので
繰り返しませんが、そういう形での中高一貫教育
であるわけでございます。

したがって、現行の中高がそれでは全くダメか
というところではなくて、現行の中高というもの
が十分機能している子供たちも大勢いるわけでご
ざいます。したがって、各地域の実情に応じ
て、現行の中高も置きつつ選択的に中高一貫教育
の機会が確保できるようにという形で今回この選
択的導入というのを考えているわけでございます。

したがって、そのためにはどんな形で中高一貫教育
を導入していくかを考えているわけでございます。
高一貫教育を導入するの、規模それから内容そ
の他、それらを地元のニーズ、生徒や保護者の
ニーズを十分に踏まえてやるということとこれに
対応しているわけでございます。したがっていまし
て、どちらをとることが生徒にとっていいかとい
うことは一概に言えないというのが我々の認識で
ございます。

そういうことで、一方の中高一貫校に進んだ者
はメリットのみがあり、そうでない子にはという
ような先生の御指摘であったかと思うわけござ
いますけれども、私もそれは生徒や保護者た
ちの選択に任ずる形で、メリット、デメリットを
それぞれが生かす中で、生かす中でと申します
か、メリットをより生かす形で運用ということ
を期待しているわけでございます。

○阿部幸代君 たくさんお話しになるんですけれ
ども、どうも答えになっていないような気がする
んです。

単純なんです。高校入試のない子供とある子供
が義務教育段階、公立中学校段階でできてしま
うということなんです。中教審の第一次答申では
「教育は、子供たちの「自分さがしの旅」を扶
ける営み」だ、こう言っています。そこから個性
尊重を強調しているんですけれども、参考人質疑
の際、太田参考人が次のように述べておられまし
た。青年期の教育は、子供・青年が自分の持つて

いる能力や個性を引き出すために、さまざまな可
能性に挑戦し、試行錯誤を重ねることを保障する
ものでなければなりません。また、青年期はもと
もと危機と困難に満ちたものですが、それだけ
に、その教育は生きる希望と力に支えられ、それ
を培うものでなければなりません。ところが、こ
の大事な時期が受験競争によってゆがめられて
いるわけですね。受験競争というのは、目先のこ
と、受験に受かることしか考えなくなるんです。
このことも強調しておられたと思います。

法案は、一部の子にじっくりとした「自分さが
しの旅」を保障し、そのほかの子にはそれを保障
しないということになります。こういうことは子
供・青年の共感を得られると思えますか。

○国務大臣(町村信孝) 御承知のように、高校
進学者、かつては少なかつたわけですが、もう今
やほぼ全入という状態に、九七％ですか、希望す
る人には十分間口も広がっているという状況にこ
ざいます。

ただ問題は、高校の評価というものが、先ほど
委員もちょっと言っておられましたが、一つの基
準だけで、要するに偏差値のいい悪いとでもい
ましようか、それとほとんど切られちゃっている
から、あなたの偏差値ならここですよというよ
うな形の非常に単純な評価になっちゃっているわ
けです。

今、例えば大学とか大学院は第三者評価とか自
己評価とかいう形で、いかにその大学のいい点あ
るいは悪い点をきつちりと目に見えるように評価
するかというのを試み始めているわけで、欧米
ではかなり進んでおります。私は、まだそういう
手法がどこまで開発されているかわかりません
が、小学校も中学校も高等学校も、そうした客観
的評価といましようか第三者評価といましよう
うか、そういったものをうまくできるような仕組
みをつくって、そしてその情報をどんどん発信し
て、そういう特色のある学校なら自分はそのに行
きたい、多少遠いけれどもその学校は非常に自分
に合っているという形で高校受験というものが行

われる。すなわち、その子供の能力・適性とか興
味・関心とか、あるいは自分は将来農業をやるん
だといって農業高校に行くとか、そういう将来
の進路希望を含めて、そうした多様化した基準の
中から多様な特色を持った高校を選ぶ。

しかも、収容規模は既に十分あるわけでありま
すので、そういう意味で、高校受験イコール一〇
〇苦痛に満ちたものという今の御指摘、そ
ういう面があることは私は否定しませんよ、否定
しませんけれども、そうばかりでもない。そし
て、昔と比べれば、ある意味では本当は楽になっ
ているわけですね、間口は変わらずに現実に子
供の数は減ってきているわけですから。

（理事小野清子君退席、委員長着席）
そういう意味で、私は、高校の入学者選抜は
もっと多様化した姿で今後ともあってもいい、こ
う思っております。ただ、その際の判断基準が、
何度でも申し上げるように、余りにもワンパター
ン化しているところに今日の問題があるんだと、こ
う思っております。

○阿部幸代君 高校多様化と高校入試の多様化の
深刻な実態については、埼玉の例を話して前回の
質問の際に取り上げたと思います。高校入試のあ
る中学校とない中学校、これは個性の尊重でも何
でもありません。差別的導入だと思えます。教育
の機会均等を義務教育段階から踏みにじる法案
は、子供や青年はもとより、広範な国民の理解と
納得は得られないと思えます。

前回の本委員会における審議並びに参考人質疑
で、六年制の中等教育学校が現在の高校多様化の
中に別の特色ある学校として加えられるというこ
とが明らかになったんですけれども、そこで何い
たいんですか、新しい特色ある学校としてなぜ六
年制の中等教育学校なのか、よくわからないん
です。なぜですか。

○国務大臣(町村信孝) 多分、委員がおっしゃ
りたいことは、今までの中学校も高等学校も同じ
ように特色を持つべきだという御指摘だろうと、
私はそのとおりだと思うんです。むしろ、今まで

の中学校、高等学校が特色がなさ過ぎる。どこへ
行っても金太郎あめのように同じだということをも
っていきさかよしとしてきた嫌いがあるもので、
それはやっぱりこれから変えていこうよという発
想で、私も今、各学校の校長先生や教育委員
会に、それぞれの公立学校もどうぞ特色を持つよ
うにしてほしいということを申し上げていま
す。

今回の中高一貫は、その中でやっぱり中高一貫
なりのまた特色の持ち方というのを持てるでしょ
うし、それは既存の中学、高校が持てるように、
ある意味ではやっぱり六年間ずっといるというこ
との先ほど局長が言ったメリット、デメリットの
そのメリットの方という部分は確かにあると思
うんですね。デメリットもあるけれどもメリットも
ある。そこで、メリットを生かすような形をこれ
また選択できるようにするという意味の選択肢の
拡大ということでありまして、既存の中学校、
高等学校、三年、三年、それそれまたもって特色
を出す努力をしていただくことが大切なんだと、
そう私は考えます。

○阿部幸代君 よくわからないんです。
中教審答申では、中高一貫校における特色ある
教育の展開として、(a)体験学習を重視する学
校、(b)地域に関する学習を重視する学校、(c)国際
化に対応する教育を重視する学校、(d)情報化に対
応する教育を重視する学校、(e)環境に関する学習
を重視する学校、(f)伝統文化等の継承のための教
育を重視する学校、(g)じっくり学びたい子どもた
ちの希望にこたえる学校と、七つの特色が例示
されているんですけれども、これらの特色は、新
たに六年制中等教育学校がつくられなくても、現
行の学校の中でもそれぞれ内容的にといえます
か、それぞれの学校なり地域なりが考慮して築き
上げていく特色づくりでもあり得るんだと思
います。

ですから、そこでなぜ六年制中等教育学校なの
かがわからないんです。

○政府委員(辻村哲夫) 先生御指摘のとおり、

がわからないんです。

なれば、これも今国会を振り返って、この出され
ております学校教育法の一部を改正する法律案、
私は今までの審議をお伺いしております。大
変大きな問題であり、第三の教育改革と言われ
ておりますことの意味がやっぱりここに出てきて
いるんであると思います。

橋本内閣ができて、御存じのとおり、一番
最初に行政改革とおっしゃいました。また、経済
構造改革、そして金融改革、社会保障改革、財政
改革、そして最後に教育改革というのが橋本総理
がおっしゃった六大改革の一つでございまして。最
初に私が伺ったときはたしか五つだったんですけ
れども、プラス教育改革ということで最後に一つ
出てきたんですね。

今回のこの法案の中高一貫教育、これは言っ
てみれば三年前の参議院選挙で私どもの政党が、当
時新進党でなければ選挙公約に挙げておりまし
た。ですから、私は中高一貫教育に關してはも
ちろん賛成です。中身がどうこうというのはま
た別問題として、要するに中高一貫教育をしよう
という、これはもう選挙に訴えて出たことです。か
ら当然図られるべきであらうと思っております。
その中身に關しては、同僚議員のきょうまでの
参考人と呼んだり委員会での質疑の中で問題点
がある出てまいりましたし、重ねて同じ質問をし
ようとは思いません。

第三の教育改革と言われるのであれば、御存じ
のとおり、明治初期の学制改革が第一の改革であ
り、第二の改革は戦後のいわゆる教育改革。御存
じのとおり、戦後の日本の中でアメリカ主導の占
領政策のもとで教育改革が進められ、またそのと
きの目玉が、小学校に新制の中学を加えての六三
制にして普通教育を義務化したこと、これは私は
大きな改革であったと思います。そして、その新
しい普通教育を新しい教育基本法、そしてそれに
基づいて学校のあり方を定めた学校教育法が昭和
二十二年、一九四七年ですけれどもスタートした
わけです。ちょうど六三制になって昨午が五十年
目、本年は五十一一年目に入ったわけです。

今の六三制のこの戦後の教育改革、日本におけ
る第二の教育改革と言われたものの五十一一年目の
総決算として、私は今現在はどうなんだろうかと。
橋本総理がおっしゃった教育改革というものは、
現在のいじめや登校拒否十万人というふうなもの
を考えれば、五十一一年目にしてやはり制度疲労が
来ているなというのが現実であらうと私は思うん
ですけれども、制度疲労が来ているという感覚に
關しては大臣はいかがお思いでしょうか。

○國務大臣(町村信孝君) 今回の六大改革のうち
の教育改革、確かに六番目に出てまいりました
が、私も文部省は一番重要だと、こういう思い
で取り組んでいるわけでございます。

戦後の教育のよかつた点は多々あると思いま
す。ただ、今委員は制度疲労という言葉を使われ
ましたが、そういう感覚が私どもも、戦後の教育
というもののよかつた点はそのまま伸ばしなが
ら、おかしななってきた点をいかに改めるのかと
いうことが教育改革の原点であらうと思えます。

例えばどういふことかという、これもこの委
員会で各委員から御指摘をいただきました。余り
にも知育偏重になり過ぎていることの弊害であり
ますとか、あるいは余りにも権利とか自由の主張
が多過ぎる義務とか責任といったものが軽んじら
れている今の教育があるいは社会全体の風潮、ある
いは、平等といふことではよかつたんであります
が、それも行き過ぎるとやっぱ悪平等といいま
しょうか行き過ぎた平等といったような感じに
なってきた、子供の個性を伸ばすという面が欠け
てきたのではないだろうか、あるいは、科学技術
創造立国というふうなことでうたわれているわけ
であります。それをさらに大学なり大学院とい
う場でどう実現していくのか、そうした戦後のあ
り方というものを踏まえながら昨午の一月に教育
改革プログラムをつくり、また二回改訂をいたし
ましたが、私どもとしてはそういう基本的な考え
方に立ってこの教育改革を進めていきたい。そし
て今、今回御議論をいただいている中高一貫のこ
の法律を含めて着実に前進をしていると、かよう

に考えております。

○副千景君 大臣のおっしゃることもよくわかり
ますし、私も戦後教育のよかつた部分は残すべき
だとは思いますが、今までの審議を私も
伺っております。やはり今回の実行プログラ
ム、これが果たしてこのままでいいのかという
疑問も出てまいります。

と申しますのは、御存じのとおり戦後の第二の
教育改革、先ほど申し上げたように一斉に日本
じゅう行われて六三制になりました。大混乱をい
たしました。しかも、六三三というものができた
ために、現実的に私は旧制度最後の受験生でござ
いました。私たちはそのときに教育改革の変動に
遭って、新制になつちやいますから、落第した
行く学校がないというふうな大変な過渡期を過
した経験からしますと、今までの御意見を伺っ
て、この中高一貫教育のあり方、今後のプログ
ラム、今いろいろありました。趣旨とか何かは重
なりますから質問はしません。

例えば、モデル県として全国十県の中で、二
校ずつ実験的にやってみる。しかも、私が一番心
配しておりますのは、中高一貫教育研究会とい
うものができて、各都道府県にお任せをしてそ
で中高一貫教育の研究会をやる。いいことだ
とは思いますが、各都道府県というのはいく
つではない。各都道府県の特色も生かしなが
ら、それもいいことかもしれないけれども、それぞ
れで全部ばらばらな意見が出て、それぞれの都道
府県で別々に答えを出して、あるときは独走す
るでしょう、ある県はおくれるでしょう、しかも、
御存じのとおり地方財政で、いい意見は出たけ
れども実行するのに財政措置がない、足りない
ということも出てくるでしょう。

そういうことを考えますと、これが戦後の教育
改革で一貫して一斉に、まあこれはアメリカの施
政権下ですから別ですけども、そういうことが
行われないで、大臣の答弁を聞いておりますと、
各県の自治を大事にしながら、特色も生かしなが
ら、そこで出たものを順次民主的に移行してい
たくというように、聞いてみるとさもないように
聞こえるんです。ところが、考えてみますと、今
私が申しますように、ある県は財政的にも恵まれ
ていてどんどんやる、そういうふうになるとか
えて格差を助長することになって、一番困るの
は親と子供であらうと私は思うんですけれども、
いかがでしょうか。

○國務大臣(町村信孝君) 特に出だしのころは格
差がでると思います。それは率直に言つて認め
ざるを得ません。同じ県内でも行ける子と行けな
い子とあつて、しばらくの間はそういう状態がで
きるかもしれません。しかし、なるほどこれはい
いなというところで広がっていけば次第にその格
差というものは、県内の格差も縮まるでしょう
し、あるいは各県のばらつきもだんだんなくなつ
てくる。ある程度のばらつきは導入時期というの
はある意味ではやむを得ない。

ただ、私どもも全くどつちでもいいですよ
言っているのではなくて、法律を出して進める以
上は財政的な負担もということ、これは予算補
助という形ではありますけれども、高等学校段階
の建物の整備などには来年度予算要求をしてそれ
をぜひ実現しようと思っております。そういう
形の支援は国としてはやっぱりやっていき
たい、こう思っております。

それから、都道府県の格差ということをお
話しました。私は、確かに義務教育とか、あるいは高
校もそうですが、ある一定の水準は担保されな
きゃならないと思ひますが、それを越える部分に
ついて各都道府県、市町村、格差があつても何ら
おかしくはないし、むしろ、私の村、私の県は一
生懸命教育をやる県ですよということであれば、
より多様なより充実した教育が行われ、うちの県
は教育はそこそこにしてむしろ介護を重点にい
くよという県があつたって、それは私はいんだろ
うと思ひます。

これからは、そういうばらつきが出てくる時代
がまさに地方の時代だろうし地方分権の時代では
ないだろうか。教育の世界においてもそういう意

味の一定の水準がある程度現在確保されたと思ひますから、これから先の教育はある程度のばらつきはあつてやむを得ない、私はそう割り切りたいと考えております。

○屬千景君 それはそれで、第三の教育改革であるとうたわれておりますから、性急に過ぎるかもしれませぬけれども、私は戦後の第二教育改革の体験者でございますので。

要するに、臨教審で四次の答申が出てまいりました。そして、文部省は各審議会等々で今まで出されたものを踏まえて今日の教育改革に取り組まれてプログラムとしてお出しになったんだらうと思ひますけれども、今まで出された臨教審の答申、あるいは例えれば先ほどからも問題になりまして、九六年十二月の政府の行革委員会の「規制緩和の推進に関する意見」、第二次答申の中にも既に提案されていることなんですね。

ですから、総理の教育改革という六大改革の中の言葉を聞いて、文部省が慌ててということもないでしょうけれども、去年の一月に教育改革プログラムというものをお出しになりました。そこで、おっしゃつております理念として、教育制度の弾力化や学校外社会との連携を打ち出すと、こう書いてあるんですけれども、私がいらいらして、おりましたことは、臨教審の答申で四次にわたり、しかも延々と臨教審は一九八三年から始まって今日までかかったわけですね。

ですから、私が申し上げたいのは、第三の教育改革だとしてやるのであれば、中高一貫は目標は九九年ですか、でもこれはまだ部分ですから、全国一斉にこれが早くできなければ、今文部大臣がその県の特色があつていいじゃありませんかとおっしゃいますけれども、その県の特色に合わないでもつと向こうへ行きたいという子も出てくるわけですね。

ですから、全部選択が広がるという意味においては全国一斉にできるぐらいのスピードがなければ、大臣も最後を見届けていただくまで大臣を

ていただくわけにいかないだらうと思ひますので、私は何としてもそういうスピードアップということではなければ子供が迷ひ迷うであらうと思ひますけれども、重ねて、いかがでしょうか。

○國務大臣(町村信孝君) 例えは金融改革、ビッグバンといふものと四月一日を期しては預金と制度を変えることができます。どこでも外貨預金等々のことができます。教育は、私も大臣になりました数カ月たちますが、何か審議会というのを全部立ててやるわけですね。もうちょっと早くやれないものだらうかと私もいさかいらいするところもありまして、考えてみると、関係する方々の数、親御さん、子供さん、そしておじいちゃん、おばあちゃんを含めてある意味では全員が関係者というところ、この大きな船をある日突然四月一日を期して急にハンドルを回すと倒れちゃうかもしれない。したがって、文部省は伝統的に多分審議会というもので時間をかけながら大勢の皆さんの意見を聞き、そこで審議を動かすというのには、要するに関係者の納得を得るための時間なんだろうと思ひます。

でも、今全部の審議を相当動かしておりますし、かつ、新しく都道府県で中高一貫について、そうしたある種の審議会的なものをつくつていた、だくという形で、若干時間はかかっても、ある時間かたてば必ずこれは進むというのにしたいたい。気持ちだけで言へば、来年の四月一日から全国何百の中高一貫校がはんと一遍に生まれ出る姿が望ましいかもしれないけれども、なかなかそうはいかないんだらうなという意味で、いささかの時間がかかることはお許しをいただきたいと思ひます。

○屬千景君 もう一つ確かめておきたいと思ひます。いろんな御意見を伺つていて、大臣の答弁も伺つていて、今私が申し上げましたように中高一貫教育研究協議会というものを各都道府県につくつて、それぞれの県で特色あるものをモデル校としてつくつていくと。例えは、今いろいろ委員がおつちやつたように、辻村局長もおつちやつたように欠陥もあると。いいところは言ひません。けれども、もしそれを実行してきて実験校で出てきた場合、文部省として中高一貫教育というものを、後戻りすることはないんですか、あるんですか。

○政府委員(辻村哲夫君) 学校教育法の中に中等教育学校を初め中高一貫教育の制度が導入されるわけでございますので、これを各都道府県が慎重に、しかし積極的に御活用いただいて資していただきたい、こういうふうにして思つております。

○屬千景君 私はなぜこういう失礼なことを聞くかといふと、今の適齢期あるいは将来適齢期が間近に來ている子供たち、お母さん方も大変注目をして見ていると思うので、モデル校としてやつてみたけれども、どうもうまくいかなさうだからもとに戻りましょうなんて言われたのでは身もふたもない。ですから、私が先ほど全国一斉にやるということができないのかと申しましたのも、それも含めてのことだったので、私は文部省として今おつちやつたように後戻りというものが無いというのを聞いただけでも、お母様方は虎視眈眈としたんとして、どこの県のどの学校が特色あるの、学校かなというのをこらんなると思ひますので、私はぜひ早く推進していただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

それから、時間があとわずかになりましたので、今、参議院では行政改革の特別委員会をしておりますけれども、この文教・科学委員会では省庁編成については一度もそれを集中的に質疑する時間がないんです。あとわずかな時間ですけれども、一問一答で大変失礼ですけれども、大臣にちよつと御意見を伺わせていただきたいと思ひます。

今度、行政改革において文部省は教育科学技術省に名省変更されます。教育科学技術省って、科学技術庁と文部省を教育に変えただけで、二つを一つにしただけではないかと思ひます。余りにも単純過ぎないかと思ひますけれども、大臣、いかがお考えですか。

○國務大臣(町村信孝君) 名称は私もベストだとは率直に言つて思つておりません。したがって、法律の何条だか忘れましたが、こは引き続きさらに検討する、変える余地があるものというところで、仮置きと言つては法律を出している以上失礼なんです。検討の余地のある名前だと、こう思つております。

○屬千景君 また、今の現状では幼稚園は文部省、あるいは保育所は厚生省、そういうふうに分かれてはいるわけですね。例えは幼児にかかわるこれまでの行政のあり方というのは、私はそのままでいいとは思ひません。今日これだけ子供が早く成長するようになったら、幼児の一元化というものはもうそろそろ実現化されていだらうと。そのときに幼稚園と保育所が文部省と厚生省にまた裂きではいけないと思ひますけれども、この幼児一元化ということに関しても大臣は頭の中におありでしょうか。

○國務大臣(町村信孝君) こちらは教育機関、こちらは保育機関という、確かにこれもその設立の趣旨の違いはあるんだらうと思ひますが、現実の機能は非常に共通したのになつてきています。したがって幼児一元化という話が出るんだらうと思ひます。一挙にそこまで行かないので、例えは施設の面でどこまで共用化できるかという話を先般答へを出しました。今後さらに、幼稚園の教師と保育士の共通のカリキュラムというのがあるわけですか、あるいは今、預かり保育というのがあるわけですね、幼稚園の後、これもきちんとして教育として位置づける、そうするとともに似てきます。あるいは一緒に研修をやるというように、なこともできないだらうかと、機能面でできるだけ近づけていく努力をしよう、こう思つております。

最終的にどういう姿にするのか、ここはまだいまだ少し議論が煮詰まつておりませんが、現実には果たすべき機能、幼児教育の重要性というのに着目しながらしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

ております。

○藤千景君 私は、今の国立大学の設置形態というものもそろそろ見直すというか、改めて考え直す必要がないかなんではないかなと、こう思っているんですね。私は今の国立大学の形態というのはこのままでいいとは思っていないんです。きょうは深くは入れませんが、独立行政法人化等々、別の設置形態等も私は考えるべきだと思いますので、これはまた追って追及していきたいと思ひますし、別途お時間があれば今の行政改革一般について話をしたいと思ひます。

また今後の問題で、各省にまたがっております。要するに文化ですね、余暇を含んでいわゆる文化行政。あるいはスポーツ行政を見ても、スポーツ行政。例えばスポーツ行政を見ても、スポーツの話から飛びますけれども、オリンピックは文部省、パラリンピックは厚生省ですか、そういうふうに分かれていますね。こういうこともやっぱり私はもうそろそろ行政改革の中ですべて整理していかなきゃいけない問題であらうと思ひますし、国民が見ても、オリンピックが文部省でパラリンピックが厚生省で、何で同じ場所かというと、そういうものも幾つも例がございまして、こういうものも集中的に審議するべきだろうと思ひます。

例えば今申しました行政改革というものも踏まえて教育科学技術省、そういうもののあり方、個々の問題は別として、大臣に、今後どのように臨まれるかという行政改革に対する御意見を伺って質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(町村信孝君) 委員御指摘のように、ただ単に一足す一が二であつては何の意味もないと私も思つております。

そういう意味で、例えば文部省でいうと高等教育局とか学術国際局とか、そういう部分でやっている仕事と科技庁の科学技術の研究とかかなりオーバーラップするといましようか、似たようなことをやるところも正直言つてあると思ひます。その辺を今両省でプロジェクトチームをつ

くつて、一体どこでどういう調整ができるかな、よりよい研究ができるかなという詰めをやっておりますし、また文部省は文部省独自で今プロジェクトチームをつくつて、いかに行革の実を上げるのかというところで、今の組織のあり方、人員、あるいは仕事、予算、全面的に見直しをやつてできる限りスリムな役所にしていかなければいけない、ただホチキスでとめただけということになつては、何のための行政改革かわからない、そういう意識で今、文部省を挙げて行革の実が上がるような両省統合にしたいなと、こういうことで努力をしている最中でございます。

○委員(大島慶久君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大島慶久君) 御異議ないと認めます。それは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○阿部幸代君 私は、日本共産党を代表して、学校教育法等の一部を改正する法律案に反対の立場で討論を行いたいと思ひます。

反対理由の第一は、今回の法改正の主な内容が、今ある中学校・高校と並立して新たに六年制の公立の中等教育学校を設置したり、高校に中学校を併設できるようにするものですが、同じ公立義務教育でありながら、一部の生徒だけが高校受験のないうちのある学校生活や六年間の一貫教育を受けることができ、ほかの多くの生徒はこれまでどおり高校受験の重圧にさらされることになることです。

反対理由の第二は、中高一貫校の選択的導入が受験競争の低年齢化をもたらすという事です。今でも深夜に及ぶ塾通いやよい子の燃え尽き症候群と言われる現象などさまざまな弊害が生まれてゐるのに、公立中高一貫校への入学をめぐる選抜・受験競争が加わり、小学校段階からの受験競争にこれまで以上に拍車をかけることは明らかで

す。

第三の理由は、中高一貫校の導入で中等教育の多様化を一層推進するとしていることも問題だといふことです。これは、子供たちの個性ではなく、偏差値や内申書の点数で高校が決まってしまう、子供たちの個性や希望とは無関係に細分化され、希望しない高校に入らざるを得ないなど、現在進められている高校多様化の弊害を拡大する危険があります。

第四の理由は、この中高一貫校に多様なコースを設けるとともに、専門学科タイプの一貫校もつくるとしていることです。これは、判断力の不十分な小学生に進路決定を迫るだけでなく、将来の進路をも狭め、固定してしまうおそれなど、多くの問題が危惧されます。

今必要なのは、高校入学試験をなくし、高校入学を希望するすべての子供に高校教育を保障することです。これによつて、受験競争でゆがめられている現状を改革するとともに、中学校と高校教育を一貫性のある豊かなものにする事が可能になると考えます。

このことを強調して、私の反対討論といたします。

○委員長(大島慶久君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大島慶久君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

学校教育法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大島慶久君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、小林元君から発言を求められておりますので、これを許します。小林元君。

○小林元君 私は、ただいま可決されました学校教育法等の一部を改正する法律案に対し、自由民

主党、民主党・新緑風会、公明、社会民主党・護憲連合及び自由党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、中高一貫教育の選択的導入に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、中高一貫教育の導入は、新しい学校種を設けるなど今後の中等教育全体の改革の端緒となるものであることを踏まえ、児童・生徒や保護者のニーズ、地域の実情に十分に配慮して実施すること。

二、中高一貫教育の内容は、「ゆとり」のある学校生活の中で、生徒の個性や創造性を大いに伸ばすという本旨にのっとり検討され、受験準備に偏したいわゆる「受験エリート校」化など、偏差値による学校間格差を助長することのないように十分に配慮すること。

三、中高一貫教育の導入は、中等教育を多様化し、生徒や保護者の選択の幅を広げることとを趣旨とするものであることに鑑み、大学の入学選抜方法については、その学習成果が活かされるよう工夫改善に努めること。

四、中高一貫教育を行う公立の学校では、入学者の決定に当たつて学力試験を行わないこととし、学校の個性や特色に応じて多様な柔軟な方法を適切に組み合わせて入学者選抜方法を検討し、受験競争の低年齢化を招くことがないように十分に配慮すること。

五、いわゆる連携型の中高一貫教育については、その有機的連携を可能ならしめるように十分に検討すること。

六、各都道府県等においては、中高一貫教育の導入に際して、「中高一貫教育研究会」等を通じて、幅広い関係者による協議を行い、一貫教育の内容、入学者の決定方法、通学区の設定など地域の実情等を踏まえたものとな

るべきである。

主党、民主党・新緑風会、公明、社会民主党・護憲連合及び自由党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、中高一貫教育の選択的導入に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

るように努めること。

七、国は、中高一貫教育の推進に係る実践研究事業の一層の充実に努めること。

八、児童・生徒が中高一貫教育を行う学校を実質的に選択できることとなるように、設置者の意向を踏まえ、必要な財政措置を講ずること。

九、中等教育における選択の幅が広がることに伴い、児童、保護者に対して十分な情報提供を行うとともに、小学校における進路指導の在り方についても検討すること。

十、本法施行に伴う学校教育法施行規則その他政省令の改正に当たっては、中高一貫教育の導入の趣旨及び本委員会における審議を十分に踏まえ、これを行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(大島慶久君) ただいま小林元君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大島慶久君) 多数と認めます。よって、小林元君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、町村文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。町村文部大臣。

○国務大臣(町村信孝君) ただいまの御決議につきましては、その趣旨を十分に留意いたしまして対処してまいります。

○委員長(大島慶久君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(大島慶久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

五月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、教育制度の改悪反対に関する請願(第一九五号)

第一九五号 平成十年五月十五日受理

教育制度の改悪反対に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町四ノ八ノ一八

ノ四〇五 波多野洋二外百名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。

第二十四号中正誤

ページ 段行 誤

二五 四二 適正 適性 正

平成十年六月十七日印刷

平成十年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局